

# セールスパートナーコンテンツ利用規約

株式会社セールスパートナー

## 第1条 (本サービスの内容)

「セールスパートナーコンテンツ」(以下「本サービス」といいます。)は、株式会社セールスパートナー(以下「当社」といいます。)がお客様に対し、「セールスパートナーコンテンツ利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき提供するサービスをいいます。尚、本サービスの詳細は別紙1に定めるものとします。

## 第2条 (本サービスの利用)

本サービスの利用を希望するお客様は、以下事項を確認・同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録(以下「利用登録」といいます。)を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

- ①本規約の内容。
- ②本サービスの利用にあたり、本規約以外の契約約款(以下総称して「追加約款」といいます。)が適用される場合があることと、その内容。なお、追加約款の適用がある場合は、その内容を別紙1にて定めます。
- ③本規約(追加約款を含みます。)の内容が、次条で定める利用契約の内容となること。

## 第3条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金(以下「本料金」といいます。)は、別紙1に定める料金とします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、携帯電話通信事業者による携帯電話の料金との合算請求、クレジットカード決済、又は金融機関による口座振替等等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 本サービス利用者が月の途中で本サービスに申込み場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約(以下「利用契約」といいます。)が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われぬものとします。
4. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
5. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

## 第4条 (遅延損害金)

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

## 第5条 (お問い合わせ)

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問い合わせを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

## 第6条 (本サービス・規約の変更)

1. 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき本規約の内容を変更することがあります。この場合、本サービス利用者は本料金その他提供条件において、変更後の規約の適用を受けるものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行うときは、変更を行う旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに当社 Web サイトへの掲載その他第10条で定める方法により、本サービス利用者に対して通知します。

## 第7条 (禁止事項)

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。

- ⑥ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦ 本サービスに関連するデータの不正な改ざん、ソフトウェアやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為。
- ⑧ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑩ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑪ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
- ⑫ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑬ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑭ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑮ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- ⑯ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- ⑰ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑱ 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為。
- ⑲ 当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑳ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ㉑ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

## 第 8 条（権利譲渡の禁止）

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

## 第 9 条（損害賠償）

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないもの）等を全額賠償する責任を負うものとします。

## 第 10 条（通知）

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第 11 条（利用目的）

当社は、本サービス利用者に関する情報を、当社のプライバシーポリシーまたは追加約款にて定めるほか、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。

- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

## 第12条 (免責等)

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者が生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、当社の責に帰する事由により本サービス利用者が生じた損害について、当該損害発生時まで当社が本サービス利用者より受領した本料金の合計額を上限として、本サービス利用者に対して当該損害の賠償を行うものとします。

## 第13条 (報告義務)

1. 本サービス利用者が、氏名、商号、代表者、住所、連絡先、又はクレジットカードの番号・有効期間等の支払方法に関する情報等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします。
3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

## 第14条 (第三者への委託)

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

## 第15条 (秘密保持)

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

## 第16条 (本サービスの提供の停止及び利用契約の解除)

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
  - ① 本サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
  - ② 本サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。
  - ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
  - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑦ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。
  - ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
  - ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
  - ⑪ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。

- ⑫ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑬ 本サービス利用者が第13条に違反したとき。
  - ⑭ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
  - ⑮ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
  - ⑯ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
  - ⑰ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
  - ⑱ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者 に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

### 第17条 (サービスの廃止)

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者 に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

### 第18条 (解約)

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。尚、解約日は、当月の末日までに本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の末日となります。

### 第19条 (利用開始日)

当社にて、本サービス利用者が、本サービスに関する支払方法の登録が完了し、当社が本サービス利用者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途当社が指定する日より、本サービス利用者は、本サービスの利用が可能となります。

### 第20条 (期限の利益の喪失)

本サービス利用者が、第16条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

### 第21条 (合意管轄)

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第22条 (適用関係及び信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項については追加約款の定めに従うものとし、本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者 と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。なお、本規約の内容と追加約款の内容が矛盾・抵触する場合は本規約の内容を優先するものとします。

### 第23条 (法令等の遵守)

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、関連法令及び本規約(追加約款を含みます。)を遵守するものとします。

以上  
2021年8月1日 制定

## 別紙1

本別紙は、当社が本サービス利用者に提供する「kaspersky セキュリティ」に適用します。

### ■本サービスの詳細

#### 1. 本サービスの内容

- ① 「kaspersky セキュリティ」とは、本サービス利用者のパソコン（デスクトップ/ノート）、スマートフォン、タブレット等の当社が指定する端末（以下本別紙にて「対象端末」といいます。）を利用したアプリケーションおよびウェブ上のセキュリティ対策（セキュリティスキャン、プライバシー保護等）を行うソフトウェアを提供するサービスです。なお、対象端末のOSにより、本サービスの内容が異なります。詳細内容は下記URLの機能一覧にて確認することができます。  
[https://home.kaspersky.co.jp/store/kasper.jp/ja\\_JP/pd/ThemeID.37143200/productID.5346875000](https://home.kaspersky.co.jp/store/kasper.jp/ja_JP/pd/ThemeID.37143200/productID.5346875000)
- ② 本サービスをご利用の際には、ソフトウェアのダウンロードおよびソフトウェアのインストールが必要です。ソフトウェアのダウンロードについては、本サービスのホームページ等を必ずご確認ください。
- ③ 本サービスの利用可能な端末は1ライセンスにつき3台を上限とします。
- ④ 本サービスの有効期間は、⑪で定めるK社約款の定めによらず、本規約の定めに従うものとします。
- ⑤ 本サービスの利用に必要な動作環境は、下記URLより確認ください。  
[https://home.kaspersky.co.jp/store/kasper.jp/ja\\_JP/pd/ThemeID.37143200/productID.5346875000](https://home.kaspersky.co.jp/store/kasper.jp/ja_JP/pd/ThemeID.37143200/productID.5346875000)
- ⑥ 本サービス利用者の環境下に存在する全てのセキュリティ上の問題が検出されること、全ての全ての個人情報連携を検知・解除できること、または全ての不正アクセスを検知・遮断することを保証するものではなく、その他本サービス利用者の全ての要求を満たすことを保証するものではありません。
- ⑦ 本サービスは予告なく内容を変更することがあります。
- ⑧ 本サービスのご利用およびそれに関連して生じた本サービス利用者または第三者の損害に対して、当社はいかなる責任も負わず、また一切の補償・賠償も行いません。
- ⑨ 本サービスは株式会社Kaspersky Labs Japan（以下「K社」といいます。）の「カスペルスキーインターネットセキュリティ」を利用しております。当社は、K社より許諾を受けて、本サービスを本サービス利用者に提供しております。
- ⑩ 本サービス利用者が生じた一切の不具合等に関しましては、当社は一切の責任を負いません。
- ⑪ ご利用にあたっては、K社が対象端末のOSごとに制定する後述の「カスペルスキーインターネットセキュリティ 使用許諾契約書」（以下「K社約款」といいます。）が追加約款として適用されます。なお、当社は本サービスの提供に必要な情報をK社に対して提供し同社と共同利用いたします。

#### 2. 本料金（月額、税込）

金 550 円/ライセンス

## <カスペルスキーインターネットセキュリティ 使用許諾契約書>

### ■Windows・Mac 版

お客様への法律上の重要なお知らせ：本ソフトウェアのご使用を開始される前に、以下の契約書を注意深くお読みください。

お客様が本ソフトウェアを実行、またはインストール中にライセンス契約画面のボタンをクリック、または対応する記号を入力した時点で、この契約条件に無条件で同意したことになります。本契約の諸条件に同意されない場合は、本ソフトウェアのインストール作業を中断し、本ソフトウェアを削除してください。

ライセンス契約画面の同意を確認するボタンをクリックするか、または対応する記号を入力すると、本契約の契約条件に従って本ソフトウェアを使用する権利を得られます。

本ソフトウェアに書面形式のライセンス契約書またはライセンス証書が付属する場合は、そのライセンス契約書またはライセンス証書に定義されているソフトウェア使用条件が、本契約よりも優先します。

#### 条項 A. 一般条件

##### 1.

##### 定義

##### 1.1.

本ソフトウェアとは、アップデートおよびその関連資料を含む、権利者が製造するソフトウェアを意味します。

##### 1.2.

権利者（独占的であるか否かを問わず、本ソフトウェアに関するすべての権利の所有者）は、ロシア連邦法に基づいて設立された企業、AO Kaspersky Lab を意味します。

##### 1.3.

端末とは、本ソフトウェアに対応され、本ソフトウェアをインストールまたは使用するオペレーティングシステム、仮想マシンまたはハードウェアを意味し、ワークステーション、モバイルデバイスまたはサーバーを含みません。

##### 1.4.

エンドユーザー（お客様）とは、自身のために本ソフトウェアをインストールまたは使用する個人または本ソフトウェアのコピーを合法的に使用する個人を意味します。また、本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールし、本契約に同意する人物を代表として承認した組織を意味します。本契約の目的において「組織」とは、合名会社、有限会社、企業、協会、合資会社、信託会社、合弁会社、労働組合、法人化されていない組織、政府当局を含みますがこれらに限りません。ただし「プライベートライセンス」（プライベート版）、「ファミリーライセンス」（ファミリー版）および「プレミアムライセンス」（プレミアム版）では法人での利用はできません。プライベートライセンス、ファミリーライセンス、プレミアムライセンスのそれぞれの利用範囲は第 2.5 条を参照してください。

##### 1.5.

代理店とは、権利者との契約およびライセンスに基づき本ソフトウェアを販売する法人または個人を意味します。

##### 1.6.

アップデートとは、本ソフトウェアの定義データベースおよび本ソフトウェアの改善、パッチ適用、拡張機能、変更を意味します。

##### 1.7.

拡張機能とは、権利者によって提供される、新しくライセンスを取得するか既存のものを拡張して本ソフトウェアと一緒に、または独立して使用できる、本ソフトウェアの機能を拡張するための追加のソフトウェア機能またはサービスを意味します。拡張機能は、具体的な拡張によって無償または有償で提供されています。これらの拡張に関して、取得する前に詳細を確認することができます。

##### 1.8.

ユーザーガイドとは、ユーザーガイド、管理者用ガイド、リファレンスブックおよび関連する説明資料またはその他の資料を意味します。

##### 1.9.

ライセンス証書とは、ライセンスに関する情報と同様に、アクティベーションコードに加えてエンドユーザーに提供される文書を意味します。ライセンス証書は購入方法により提供されない場合があります。

#### 1. 10.

Web ポータルとは、インストールされた本ソフトウェアおよび取得したライセンスを管理する目的で権利者が提供する Web リソースを意味します。

#### 1. 11.

ユーザーアカウントとは、Web ポータルに登録する際にエンドユーザーが提供した情報を使用して作成された、Web ポータルの個人セクションを意味します。ユーザーアカウントを使用して Web ポータルにアクセスすると、条項 A の第 1. 10 条に記載される操作を実行することができます。

### 2.

#### ライセンスの付与

##### 2. 1.

お客様は、ユーザーガイドまたは権利者のテクニカルサポートの Web サイトに記載される機能の範囲内で、本契約に記載されるすべての技術要件、制限および利用規約に従う条件のもと、本ソフトウェアを使用する非独占的使用許諾ライセンスを付与されます。

体験期間（該当する場合）。

本ソフトウェアに体験期間が設けられている場合は、別段の指定がない限り最初にインストールした日より 1 回の体験期間に限り、評価目的のみに本ソフトウェアの機能を使用できることとします。ただし、当該体験期間の利用目的は評価に限り、体験期間終了後の使用は厳しく禁止します。

複数の環境で使用するソフトウェア、多言語ソフトウェア、デュアルメディアで使用するソフトウェア、複数コピー、バンドル版。

お客様が、本ソフトウェアの異なるバージョンもしくは異なる言語版を使用する場合でも、または複数のメディアで本ソフトウェアを受領した場合でも、または本ソフトウェアの複数のコピーを受領した場合でも、または他のソフトウェアにバンドルされた本ソフトウェアを受領した場合でも、本ソフトウェアのすべてのバージョンをインストールすることが許可される端末の合計台数は、権利者から取得したライセンス上の端末数に一致するものとします。ライセンス条件で別段の規定がない限り、取得されたライセンス数に応じて、条項 A の第 2. 2 および 2. 3 条で規定する端末数へのインストールと使用またはユーザーアカウント数としての使用の両方またはいずれかの権利が与えられます。

##### 2. 2.

本ソフトウェアを物理的媒体で取得した場合、お客様は本ソフトウェアのパッケージに指定された端末数とユーザーアカウント数の両方またはいずれかに対して本ソフトウェアを使用する権利を保有します。

##### 2. 3.

本ソフトウェアをインターネット経由で取得した場合、お客様は本ソフトウェアのライセンス取得時に指定された端末数とユーザーアカウント数の両方またはいずれかに対して本ソフトウェアを使用する権利を保有します。

##### 2. 4.

お客様は、バックアップ目的でのみ、また合法的に所有する本ソフトウェアのコピーが紛失、破損、または使用不可能になったために差し替える場合に限り本ソフトウェアのバックアップコピーを作成する権利を保有します。このバックアップコピーは、他の用途に用いてはならず、本ソフトウェアを使用する権利を失った場合や、お客様が本ソフトウェアを使用している国または地域で施行されている法令による以外の理由で、お客様のライセンスが期限切れまたは打ち切りとなった場合は、破棄しなくてはなりません。お客様が、本ソフトウェアがインストールされた端末を譲渡または売却する場合は、ライセンスの譲渡にかかわる第 2. 5 条の該当条件が適用されない限り、本契約に基づきお客様がインストールした本ソフトウェアのすべてがあらかじめインストール先の端末から削除されていることを確認してください。

##### 2. 5.

お客様は、権利者がお客様に許諾したライセンスの範囲内に限り、また、受贈者が本契約のすべての条項に拘束されることに同意し、受贈者が、権利者から許諾されたライセンスのすべてをお客様から引き継ぐ場合にのみ、本ソフトウェアを使用する非独占的使用許諾を第三者へ譲渡できます。権利者からお客様に付与された本ソフトウェアを使用するための権利を、お客様が完全に譲渡した場合、お客様は、バックアップコピーを含むすべての本ソフトウェアのコピーを破棄しなければなりません。お客様が譲渡されたライセンスの受贈者の場合は、本契約のすべての条項を順守することに同意しなければなりません。本契約のすべての条項に拘束されることにご同

意いただけない場合は、本ソフトウェアをインストールまたは使用してはいけません。お客様が受贈者の場合は、さらに、本ソフトウェアを権利者から最初に購入したエンドユーザーが所持していた以上の権利や条件を保有しないということに同意するものとします。ただし、お客様が本契約書における「プライベートライセンス」、「ファミリーライセンス」または「プレミアライセンス」をご使用になる場合は、お客様自身（プライベートライセンスの場合）、またはお客様の世帯（ファミリーライセンスまたはプレミアライセンスの場合）が所有し、かつ利用する端末にのみ、ライセンスを適用できるものとします。さらに、お客様が前述の通り、プライベートライセンス、ファミリーライセンスまたはプレミアライセンスの使用権を第三者へ譲渡する場合は、当該ライセンスに付随して権利者が発行した追加アクティベーションコード（該当する場合）を含め、所有権および使用権を放棄し、完全に譲渡するものとします。

## 2.6.

本ソフトウェアのアクティベーション後、パッケージに記載された期間（本ソフトウェアを物理的媒体で入手した場合）または購入時に確認された期間（本ソフトウェアをオンラインで入手した場合）にわたってお客様は権利者またはその代理店から自動アップデートおよび本ソフトウェアの最新版を受け取ることができ、条項 A の第 6 条に従ってテクニカルサポートを受けることができます。

## 2.7.

本ソフトウェアの利用に際して、お客様のユーザーアカウントを使用して本ソフトウェアを Web ポータルに接続することが必要になる場合があります。

## 3.

アクティベーションおよびライセンス有効期間

### 3.1.

お客様がご自身の端末に変更を加えた場合、または端末にインストールされた他の製造元のソフトウェアの変更を行った場合、本ソフトウェアの再アクティベーションが必要となる場合があります。また、再アクティベーションの回数には権利者が制限を設ける場合があります。

### 3.2.

本ソフトウェアが物理的媒体によって取得された場合、本契約に同意すると、パッケージに指定された期間中、本ソフトウェアを使用できます。

### 3.3.

本ソフトウェアがインターネット経由で受領または取得された場合、本契約に同意すると、取得の過程で指定された期間中、本ソフトウェアを使用できます。

### 3.4.

お客様が本ソフトウェアを代理店から受け取った場合は、本ソフトウェアを有効に使用できる期間は、お客様と代理店の間で合意されたものとします。

### 3.5.

ライセンス証書がある場合は、本ソフトウェアの使用期間はライセンス証書に指定されています。

### 3.6.

定額契約が締結される場合は、本ソフトウェアの使用期間は定額契約の確認時に指定されています。

### 3.7.

お客様が権利者から本ソフトウェアのテスト用バージョンを受け取った場合の使用期間は、権利者の Web サイトの関連項目に明記されているか、ユーザーガイドに記載される方法で確認することができます。

### 3.8.

条項 A の第 2.1 条に従って評価の目的でアクティベートされた本ソフトウェアの有料版の体験期間は、ユーザーガイドに記載されている方法で参照できます。

### 3.9.

本ソフトウェアのライセンスの有効期限満了後は、本ソフトウェアの使用を一定期間続けられることがあります。本ソフトウェアの機能は制限される可能性があります。詳細については、[help.kaspersky.com](http://help.kaspersky.com) を参照してください。

### 3.10.

2 台以上の端末に適用が可能なライセンスを購入した場合は、1 台目の端末でアクティベーションを実施した日を起算とする有効期間か、ライセンス証書がある場合はライセンス証書に指定されている期間が適用されます。

### 3.11.



お客様が本契約の契約条件のいずれかに違反した場合、権利者が保有できる法律または衡平法における他のあらゆる救済方法を妨げることなく、お客様に通知することなく、また、ライセンス費用またはその一部を返金することなく、本ソフトウェアを使用するライセンスを打ち切る権利を保有するものとします。

### 3. 12.

お客様は、日本語版にのみ有効なアクティベーションコードと共に本ソフトウェアを取得したことに同意するものとします。このアクティベーションコードを使用して、日本国内でのみ本ソフトウェアをアクティベートできます。

### 3. 13.

条項 A の第 3.12 条に従い、特定の通信事業者が運営するサービスなどで本ソフトウェアを取得した場合、当該ソフトウェアの使用は、サービスなどを提供する通信事業者が指定する期間および環境に限定されます。

### 3. 14.

権利者は、お客様に使用される本ソフトウェアのコピーの合法性について確認する手段を使用し、本ソフトウェアの使用が合法的であることを認証する権利を保有します。

本ソフトウェアは、本ソフトウェアの使用が合法的であることを確認するために必要な情報を権利者宛に転送する場合があります。

前述の確認が妥当な期間内に完了できない場合は、本ソフトウェアの機能が制限される場合があります。

## 4.

位置情報、カメラ、GPS 機能を使用するソフトウェア機能、および端末上のデータ送信または Web ポータル（該当する場合）との接続を実施する機能

### 4. 1.

お客様は、本ソフトウェアを従来の用途で使用し、地域の法令に反しないことに同意するものとします。

### 4. 2.

アカウントの登録手続き中に提供されたお客様のメールアドレスおよびその他のデータは、権利者の信頼済みサードパーティのサービスプロバイダーに転送され、処理されることがあります。サードパーティのサービスプロバイダーは、お客様のお住まいの地域より個人データ保護のレベルが低い国でデータを処理することがあります。

### 4. 3.

お客様は、権利者および代理店の両方またはいずれかの Web リソースを採用することによって、お客様のアカウントを使用して行われるいかなる操作にも責任を負う必要があります。お客様は、お客様のアカウントが許可なく使用された場合も、権利者が責任を負わないことに同意するものとします。

## 5.

仮想プライベートネットワーク（VPN）の機能の使用（該当する場合）

この第 5 条の規定は、本ソフトウェアに「仮想プライベートネットワーク」の機能が含まれる場合に適用されます。この機能が利用できるかどうかについては、ユーザーガイドをご確認ください。

### 5. 1.

仮想プライベートネットワーク（以下、「VPN」といいます）機能を使用する際には常に、知的財産、個人データ、インターネット上の自動公衆送信などの分野を含む、またこれに限定されない国際法、国内法、地域のすべての法令および法律に拘束されるものとします。さらに、次に示す場合を含む、またこれに限定されない場合において VPN 機能の使用が禁止されます：

- ・ いかなる行為であれ、VPN サーバーが設置されている、または VPN 機能が利用される国において適用される法律、国際または国内の法律または法令に反する場合
- ・ いかなる手段であれ、未成年者に危害を加える、または危害を加えようとする目的がある場合
- ・ 悪意のあるコンピュータープログラム、または類似する技術的に有害で悪意のあるプログラムコードを故意に導入する目的で VPN を悪用する場合
- ・ リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル、変更、インタープリテーション、その他のいかなる手段であれ、VPN 機能のソースコードを検出しようとする行為、および VPN 機能の派生的な動作を誘発させようとする場合
- ・ 不正アクセス、サードパーティへの損害や妨害、VPN 機能または VPN サービスを妨害する場合。このような不正行為は警察当局に報告し、これらの機関にお客様に関する情報を開示することで協力します。不正行為が確認された場合は、VPN 機能を使用する権利および VPN サービスを即座に停止します。

- ・ いかなるコンテンツであれ、違法、有害、脅迫的、虐待、ハラスメント、拷問、中傷、低俗、卑猥、誹謗、他人のプライバシーの侵害、ヘイト、人種差別、民族差別などの性質を持つ緊張状態を煽動または誘発する指向性がある、またはその可能性があるものを、アップロード、投稿、メール送信、その他の方法で発信する場合
- ・ 身分証明が適用法令で必要とされる際に、いかなる人物または団体であれ、なりすましたり、またはその関係者であることを詐称したりする場合
- ・ VPN システム経由で送信されるいかなるコンテンツであれ、その作成元を偽装する目的で、識別子を改造または改竄する場合
- ・ いかなる団体であれ、その特許、商標、企業秘密、著作権、その他の知的財産を侵害するコンテンツを、アップロード、投稿、メール送信、その他の方法で発信する場合
- ・ 未承諾または未承認広告、ジャンクメール、スパム、チェーンレター、無限連鎖講など販売促進材料をアップロード、投稿、メール送信、その他の方法で発信する場合
- ・ VPN システム、VPN サーバーまたは VPN ネットワークを妨害したり混乱させたり、VPN システムに接続しているネットワークの要件や手順、ポリシーや規則に違反したりする場合
- ・ 本人の同意なく個人情報を収集したり保存したりする場合
- ・ 非合法的な活動を推奨するような情報を宣伝および提供したり、集団または個人を問わず物理的に危害を加えたり負傷させたりすることを推奨したり、動物虐待を推奨したりする場合

## 5.2.

VPN 機能は、AnchorFree Inc.（以下「VPN プロバイダー」といいます）(<https://www.pango.co>) というサードパーティの事業者の通信環境を使用して提供されます。VPN 機能がユーザーガイドに記載されている手段によって接続を確立または維持するたびに、お客様は VPN プロバイダーの通信環境へアクセスし、または VPN プロバイダーの通信環境を使用していることになります。

権利者は、お客様のサードパーティのサービスの使用に関して責任を負わないものとします。このようなサードパーティのサービスの提供に際して、個別のライセンス使用許諾契約または同等の契約が適用されます。お客様は、VPN プロバイダーの通信環境を含むサードパーティの通信環境にアクセスしてその通信環境を使用する際に、お客様がアクセスまたは使用することを選択したサードパーティの通信環境の提供元が定める規定に同意する必要があります。

## 5.3.

権利者は、お客様がお使いの回線事業者または携帯電話事業者の問題に起因する、サードパーティのサービスへのアクセスの遅延、障害および拒否に関して責任を負わないものとします。

## 6.

### テクニカルサポート

#### 6.1.

テクニカルサポートは、権利者のサポートサービス規約に従って提供されます（体験期間中の本ソフトウェアはテクニカルサポートの対象外です）。

テクニカルサポートサービスおよびその規約に関しては、[support.kaspersky.co.jp](https://support.kaspersky.co.jp) を参照してください。

#### 6.2.

権利者および代理店の両方またはいずれかの Web リソース上に保管されたお客様の情報は、お客様からのテクニカルサポートへのお問い合わせ時の照会にのみ利用されることがあります。

## 7.

サードパーティのオンラインサービスの機能の使用について（該当する場合）

#### 7.1.

本ソフトウェアの機能を、サードパーティの FTP サーバーやオンラインデータ保管サービスを使用したデータ保管および/またはバックアップと関連付けて使用している場合、そのリソース上にあるデータのセキュリティ（機密性、整合性、アクセシビリティ）に関して権利者が責任を負わないことにご注意ください。その情報へのアクセスおよび保護に関してはかかるサービスの利用規約に準拠します。

FTP サーバーやオンラインサービスを使用する前に、お客様自身でこれらのサービスの安全方針をご確認ください。

## 8.

### 情報および広告の受信

#### 8.1.

お客様は、保護レベルを向上させるため、権利者および代理店の両方またはいずれかより本ソフトウェア経由で情報を受信することを認知し、承諾し、これに同意するものとします。

9.

#### 独自のセキュリティ機能の使用

9.1.

セキュリティ機能を使用する場合、お客様は、セキュリティ向上に推奨される項目の生成に必要な情報を自動的に提供することに同意することとします。これらの項目は、本ソフトウェアがユーザーアカウントを使用して接続する Web ポータルで表示されます。推奨される項目に関する情報は、テクニカルサポートがお客様からの要求を処理する際にのみ、使用される可能性があります。

10.

#### 制限事項

10.1.

お客様は、放棄不可能な権利を適用法で許可された場合を除き、本ソフトウェアのエミュレート、複製、貸与、レンタル、リース、販売、変更、逆コンパイル、逆アセンブルまたはリバースエンジニアリングを行ったり、本ソフトウェアまたはその一部の派生物を作成したりすることはできません。また、前述の制限事項が適用法により明示的に禁止された場合を除き、ソフトウェアの一部を可読可能な形式に変換すること、ライセンスされたソフトウェアまたはそのサブセットを第三者に譲渡すること、またはそのような行為を第三者に許可することはできません。本ソフトウェアのバイナリコードおよびソースコードのいずれについても、独占所有物である本プログラムアルゴリズムの再作成に使用すること、またはそのためにリバースエンジニアリングすることはできません。本書に明示されていないすべての権利は権利者およびその供給元の両方またはいずれかが保有するものとします。前述のような本ソフトウェアの不正使用を行うと、本契約および本契約により許諾されるライセンスが即時に自動解除されるものとします。さらに、お客様に対して刑事訴追および民事訴訟がなされる場合があります。

10.2.

お客様は、本契約の条項 A の第 2.5 条で規定する場合を除き、本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡することはできません。

10.3.

アクティベーションコードは権利者の秘密情報とみなされ、お客様は本契約の条項 A の第 2.5 条で規定する条件の下でアクティベーションコードを第三者に譲渡できる場合を除き、これを第三者に提供またはアクセス可能にしないものとし、アクティベーションコードを保護するために妥当な注意を払うものとします。お客様は、本ソフトウェアの使用期間中に、アクティベーションコードの秘密維持に関して責任を負うこととします。

10.4.

お客様は、ユーザーガイドに記載される脅威の検知、ブロック、処理に使用されるデータまたはソフトウェアの作成に本ソフトウェアを使用しないものとします。

10.5.

本ソフトウェアの知的所有権を侵害した場合、法に従って、民事責任、行政法上の責任、刑事責任が発生します。

10.6.

お客様は、本ソフトウェアが欧州連合 (EU) 圏内でのインストールおよび使用を意図したものでないことに同意したものとします。

11.

#### 限定保証と免責条項

11.1.

権利者は、本契約に別段の記載がない限り、かつお客様が本ソフトウェアに関してサポート対象のバージョンを使用し、最新のアップデートをインストールしていることを条件として、本ソフトウェアがユーザーガイドに従って実質的に機能することを保証します。対応中バージョンのリストは [support.kaspersky.co.jp](http://support.kaspersky.co.jp) で確認できます。

11.2.

お客様は、本ソフトウェアが、本ソフトウェアおよびその機能の改良、パッチおよび改変ならびに本ソフトウェアの新バージョンの自動ダウンロードおよびインストールを行う自動アップデート設定が有効になっている状態で提供されることに同意するものとします。

11.3.

お客様は、本ソフトウェアが、本ソフトウェアの基本的な機能に必要な Web ブラウザー用拡張機能を必要に応じて自動的にダウンロードすることに同意するものとします。

#### 11. 4.

お客様は、エラーのないソフトウェアは存在しないことを認知し、承諾し、これに同意し、お客様にとって適切な頻度と信頼性に基づき、端末内のファイルおよび OS の設定のバックアップをとるようアドバイスを受けたことを認めるものとします。

#### 11. 5.

お客様がユーザーガイドまたは本契約の条件に違反している場合、権利者は、本ソフトウェアの正常動作を保証しません。

#### 11. 6.

お客様が本契約の条項 A の第 2.6 条に指定のアップデートを定期的にダウンロードしていない場合は、権利者は、本ソフトウェアの正常動作を保証しません。

#### 11. 7.

本契約の条項 A の第 3 条に指定されている期間が経過している場合は、権利者は、本ソフトウェアが、ユーザーガイドに規定の仕様および説明に従って機能することを保証しないものとします。

#### 11. 8.

お客様は、本ソフトウェアは権利者の標準設定が既定で適用された状態で提供され、お客様独自の要件を満たすために本ソフトウェアの設定を変更する場合はお客様ご自身の責任において実施することを認めるものとします。

#### 11. 9.

お客様は、本ソフトウェアがその動作のために必要な処理を実行することを認め、これに同意するものとします。

#### 11. 10.

本ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、権利者は、その使用または性能に関し言質を与えず、保証を行いません。適用法により、除外または限定が行えない範囲の保証、条件、言質、契約条件を除き、権利者およびその代理店は、第三者の権利を侵害していないこと、商品性、十分な品質、完全性、特定目的への合致性を含むが、それに限らない事柄に関し、一切の保証、条件設定、言質、契約条件設定（明示的または黙示的を問わず、また、法令、普通法、習慣、利用その他にかかわらず）を行いません。お客様は意図した結果を得るために本ソフトウェアを選択したこと、また、そのインストール方法、使用方法、および得られた結果について、その性能に関し、すべての責任とリスクを負うこととします。前項の規定を制限することなく、権利者は、本ソフトウェアにはエラーがないことや、障害その他の故障がないこと、または、権利者に開示されているか否かにかかわらず、お客様の要件の一部またはすべてを満たしているかどうかについて、一切の保証を行わず、言質を与えないものとします。

#### 12.

##### 免責事項

##### 12. 1.

適用法により許可される最大範囲において、権利者または代理店は、いかなる場合でも、特別的、偶発的、懲罰的、間接的または結果的ないかなる損害（利益、秘密情報またはその他の情報の損失、ビジネスの中断、プライバシーの喪失、データまたはプログラムの破損、損害および損失、法的義務、誠実義務または合理的な注意義務の違反、過失、経済的損失およびその他金銭的な損失またはその他の損失による損害を含むがこれに限定されない）の可能性について通知されていたとしても、その損害の責任を負いません。ここで損害とは、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能またはサポートもしくはその他サービス、情報、ソフトウェアおよびソフトウェアを通じた関連コンテンツの提供もしくは提供不能に直接起因するもしくは何らかの形で関連して発生する損害、ソフトウェアの使用に起因するその他の損害、本契約のいずれかの条項に従ってもしくは関連して発生するその他の損害、契約違反もしくは不法行為（過失、虚偽表示、厳格責任の義務または債務を含む）、法的義務の違反または権利者もしくは代理店の保証の不履行に起因する損害を指します。

お客様は、権利者および代理店の両方またはいずれかが責任を負う場合でも、権利者および代理店の両方またはいずれかの当該責任は本ソフトウェアの価格に制限されることに同意するものとします。いかなる場合であっても、権利者および代理店の両方またはいずれかの当該責任は、本ソフトウェアの入手時にお客様が権利者および代理店の両方またはいずれか（場合に応じて）に支払った金額を上限とします。

本契約は、死亡または身体障害に対するいかなる請求も除外または制限するものではありません。さらにまた、本契約の免責事項、除外事項または制限事項が適用法により除外または制限不可能な場合、そのような免責事項、除外事項、または制限事項のみお客様に適用されず、その他の免責事項、除外事項、および制限事項は、引き続きお客様に適用されるものとします。

13.

GNU およびその他のサードパーティライセンス

13.1.

本ソフトウェアは、GNU 一般公衆利用許諾書 (GPL) または同様のフリーソフトライセンスに基づきお客様にライセンスされている（またはサブライセンスされている）ソフトウェアプログラムを含む場合があります。これらのプログラムは、お客様に対し、一定のプログラムまたはその一部をコピー、変更、再配信することをその他の権利と共に許可し、またソースコードへのアクセスを許可しています（オープンソースソフトウェア）。バイナリ形式の実行ファイルで配信されるかかるソフトウェアに関し、そのライセンスで指示がある場合、ソースコードをそれらのソフトウェアを使用するお客様が利用できるようにしなくてはならず、この場合、ソースコードは本ソフトウェアに付属しているか source@kaspersky.com までリクエストを送付し入手することが可能です。オープンソースソフトウェアライセンスが権利者に対し、オープンソースソフトウェアプログラムを使用、コピー、変更する権利を提供するよう要求し、かかる権利が、本契約で認められている権利よりも許諾範囲が広い場合、かかる権利は、本書における権利および制限に対し優先するものとします。

14.

知的財産権

14.1.

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに含まれる著作物、システム、アイデア、操作方法、文書、およびその他の情報は、権利者またはその供給元の独占所有物である知的財産および重要な企業秘密の両方またはいずれかであって、また、権利者および該当する場合その供給元は、刑法および民法によって、また、ロシア連邦、EU、アメリカ合衆国およびその他の国の著作権、企業秘密、商標、特許法および国際条約によって保護されることにお客様は同意するものとします。本契約は、お客様に対し、権利者やその供給元の商標や商号（「本商標」）を含む、知的財産権への権利を与えるものではありません。お客様は、商標に関する認められた慣習に従って、本ソフトウェアが生成した印刷物を商標所有者の名前などにより特定する場合に限り、本商標を使用できます。このような形で本商標を使用することにより、本商標の所有権がお客様に与えられるものではありません。権利者およびその供給元は、本ソフトウェアに関連するすべての権利、権限、および利益を所有し継続してこれを保有します。これには、権利者が行ったかまたは第三者が行ったかにかかわらず、本ソフトウェアへのエラー修正、拡張機能、アップデート、またはその他の修正が含まれ、また、すべての著作権、特許、企業秘密権、商標権、その他の知的財産権が含まれます。お客様による本ソフトウェアの所有、インストール、使用は、お客様に対して本ソフトウェアの知的財産権の所有権を移譲するものではなく、お客様は、本契約に明示的に規定されたものを除き、本ソフトウェアに対するいかなる権利も取得しないものとします。本契約に基づいて作成された本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェアに表示されるものと同じ著作権表示を行わなくてはなりません。本契約は、本ソフトウェアに対する本書に記載される以外の知的所有権をお客様に付与するものではなく、本契約に基づき付与されるライセンスは、本契約の条件に従った限定的使用権のみを提供するものであることをお客様は認めるものとします。権利者は、本契約において明示的に付与された権利以外のすべての権利を保有するものとします。

14.2.

お客様は、いかなる形でも本ソフトウェアを修正または改竄しないことに同意し、本ソフトウェアのコピー上の、著作権表示その他独占所有権表示を削除または変更することもできません。

15.

準拠法

15.1.

条項 A の第 15.2 条および第 15.3 条に定める場合を除き、本契約は、お客様が本ソフトウェアを取得した以下に定める国または地域の法律により管轄および解釈され、法の抵触に関する原則の適用は受けません：

a.

ロシア。お客様が本ソフトウェアをロシアで取得された場合、ロシア連邦の法律が適用されます。

b.

アメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島。お客様が本ソフトウ

ェアをアメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島で取得された場合、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州の法律が適用されます。ただし、消費者保護、不正競争防止、または類似の州の法律に関する請求については、お客様が居住する州の法律が適用されます。法に認められる最大限の範囲内において、権利者およびお客様は陪審裁判の権利を放棄することに明示的に合意するものとします。

c.

カナダ。お客様が本ソフトウェアをカナダで取得された場合、オンタリオ州の法律が適用されます。

d.

メキシコ。お客様が本ソフトウェアをメキシコで取得された場合、メキシコ合衆国の法律が適用されます。

e.

欧州連合 (EU)。お客様が本ソフトウェアを EU 加盟国で取得された場合、イングランド法が適用されます。

f.

オーストラリア。お客様が本ソフトウェアをオーストラリアで取得された場合、ライセンスを取得された州または特別地域の法律が適用されます。

g.

香港特別行政区およびマカオ特別行政区。お客様が本ソフトウェアを香港特別行政区またはマカオ特別行政区で取得された場合、香港特別行政区の法律が適用されます。

h.

中華民国。お客様が本ソフトウェアを中華民国で取得された場合、中華民国の法律が適用されます。

i.

日本。お客様が本ソフトウェアを日本で取得された場合、日本国の法律が適用されます。

j.

その他の国または地域。お客様が本ソフトウェアを上記以外の国で取得することを選択した場合、購入の行為が発生した国の実体法が適用されます。

15. 2.

前条の定めにかかわらず、本契約が適用または解釈される国または地域において、当該の国または地域の強制的な法律または公序良俗が、本契約に定める法律の適用を禁止する場合、当該の強制的な法律または公序良俗によって要求される範囲内において、当該の国または地域の法律が代わりに適用されるものとします。同様に、お客様が個人の場合、お客様が居住する国において、その国の法律の下でお客様が実行しなければならない可能性のある行為の強制的な権利は、条項 A の第 15. 1 条の条項によって影響を受けません。

15. 3.

本契約は国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠せず、当該条約の適用を明示的に除外します。

15. 4.

本ソフトウェアに関連して問題が発生した際に、お客様は権利者またはその代理店にのみ直接連絡する義務を負うものとします。

16.

訴訟期間

16. 1.

本契約のどちらかの当事者に対し起こされる、本契約に基づく取り引きに由来する訴訟は、その形式を問わず、訴訟の原因が発生、または発生したことが発見されてから一年 (1 年) 以上経過した後には起訴されないものとします。ただし、知的所有権の侵害訴訟は、適用可能な法定期間の最大限まで起訴できるものとします。

17.

完全合意条項、分離条項、権利不放棄

17. 1.

本契約は、お客様と権利者との間の完全なる合意であり、口頭または書面による、本ソフトウェアまたは本契約の主題に関する、それ以前の取り決め、提案、通信内容、広告に優先するものとします。お客様は本契約を読み、理解し、その条件に拘束されることに同意するものとします。裁判管轄権のある裁判所によって、本契約の条項の一部または全部が、何らかの理由で、効力を欠いている、無効である、または執行不能であるとされた場合も、合法かつ執行可能になるようにかかる条項を狭く解釈することで、この理由により契約全体が無効とはならず、本契約の残りの部分は、できる限りその元の意味を維持しながら、法および衡平法で許される最大限まで、完全なる効力を持続するものとします。本書の条項または条件の権利放棄は、書面により、お客様と権利者の権限を

与えられた代表者の両方の署名によらない限り、有効ではないものとし、本契約の条項違反に対する異議申し立ての権利放棄は、以前、現在（同時進行）、および将来の権利放棄を構成しないものとします。本契約の条項または権利の厳守について、その不履行を権利者が指摘しなかったことは、かかる条項または権利の権利放棄として解釈されないものとします。

18.

集団訴訟（クラスアクション）の放棄および調停

18.1.

お客様がアメリカ合衆国にお住まいの場合、この第18条が適用されます。お客様と権利者の間またはお客様と権利者に関連するサードパーティの間で、権利者の製品やサービスまたは本契約の内容に関する争議や苦情または議論が発生した際、両者間で適切な期間で解決に至らなかった場合に、お客様および相手当事者は、連邦仲裁法（Federal Arbitration Act、「FAA」）に基づいて米国仲裁協会（American Arbitration Association、「AAA」）において、個別の仲裁に同意したこととし、法廷で裁判官や陪審員の前で訴訟を起こすことがないものとします。集団訴訟、集団調停、民間代理人の訴訟、すべての当事者による事前の同意を得ることなく個別の訴訟を合わせた訴えを起こすこと、または誰かが代理をして訴訟手続きを実行することなどを含む、またこれに限定されない全ての訴訟を起こすことは許可されません。本契約に同意することで、お客様は前述の集団訴訟または多数当事者訴訟を起こしたり、訴訟に参加したりしないことに同意したものと、最終的にお客様向けに救済措置の裁定が下された場合は、本条項に記載されている通りお客様個別に適用されるものとします。両当事者の間で個別の仲裁手続きが発生した場合、中立仲裁人が決定し、その決定は FAA に基づく制限された控訴権以外は最終決定となります。本契約および AAA の規定の間に矛盾がある場合は、本契約が優先するものとします。

18.2.

権利者の知的財産権、その行使や効力等に対するあらゆる争議や苦情または議論が発生した場合、もしくは権利者の製品またはサービスの不正な使用に起因するあらゆる形態での苦情（盗難や著作権侵害などを含むがこれに限定されない）が発生した場合は、本条の内容が適用されないものとします。

19.

権利者の連絡先

本契約に関する質問がある場合や、何らかの理由で権利者に連絡する場合は、以下に記載する権利者の顧客サービス部門まで連絡してください。

A0 Kaspersky Lab, Bldg. 3, 39A, Leningradskoe Shosse,  
Moscow, 125212

ロシア連邦

メールアドレス：info@kaspersky.com

Web サイト：www.kaspersky.com

条項 B. データ処理に関する条件

情報提供（該当する場合）

情報保護の強化、および本ソフトウェアおよびサービスの性能向上のために、お客様は次の統計的、管理的性質を持つ情報を自動的に権利者に提供すること、またサードパーティのサービスプロバイダーに提供する場合があることに同意するものとします：インストールされたプログラム、ライセンスデータ、検知した脅威と感染に関する情報、処理されたオブジェクトのハッシュ値、端末自体とそれに接続されたデバイスに関する技術的情報、端末のオンライン活動に関する情報。詳細な情報については、help.kaspersky.com を参照してください。

新しい脅威とその発生源の検知性能を向上させ、お客様のセキュリティ保護レベルおよび本ソフトウェアの性能を向上させるため、お客様は「Kaspersky Security Network に関する声明」に指定される情報を権利者宛てに自動的に提供することに同意するものとします。

また、お客様は、本ソフトウェアの設定画面からいつでも Kaspersky Security Network サービスの有効化、無効化を切り替えることもできます。

お客様は、権利者がその単独かつ排他的裁量において、権利者が収集した情報をセキュリティリスクの傾向の追跡および関連レポートの公開のために採用できることを認め、これに同意するものとします。

前述情報を Kaspersky Security Network サービスに対して提供させないようにするには、Kaspersky Security Network サービスを有効にしないでください。すでに有効になっている場合は Kaspersky Security Network サ

ービスを無効にしてください。

権利者は、法定要件および権利者の該当する規定に従って、収集した情報を保護します。データは安全な通信で転送されます。

(c) 2019 A0 Kaspersky Lab.

## ■Android 版

お客様への法律上の重要なお知らせ：本ソフトウェアのご使用を開始される前に、以下の契約書を注意深くお読みください。

本契約を締結するにあたり、お客様は成人である必要があります。お客様が未成年である場合は、お客様の保護者または法的後見人が本契約を確認し、合意する必要があります。お客様の保護者または法的後見人は、お客様の代わりに本契約に合意し、本契約の条項に基づく、お客様のすべての義務に関する責任を負うものとします。お客様がライセンス契約ウィンドウの「同意する」ボタンをクリック、または対応する記号を入力した時点で、お客様ご自身が成人であることを証明して、お客様ご自身もしくはお子様の代理として本契約に合意し、この契約条件に拘束されることに同意したことになります。当該行為はお客様の署名を示すものであり、お客様は本契約に拘束され、その当事者となることに同意し、また、本契約書が署名入り契約文書と同様の執行力を持つことに同意するものとします。本契約の諸条件に同意されない、またはお客様が未成年である場合は、本ソフトウェアのインストール作業を中断し、本ソフトウェアをインストールしないでください。

ライセンス契約ウィンドウの「同意する」ボタンをクリックするか、または対応する記号を入力すると、本契約の契約条件に従って本ソフトウェアを使用する権利を得られます。

本ソフトウェアに書面形式のライセンス契約書またはライセンス証書が付属する場合は、そのライセンス契約書またはライセンス証書に定義されているソフトウェア使用条件が、本契約よりも優先します。

### 条項 A. 一般条件

#### 1

#### 定義

##### 1.1.

本ソフトウェアとは、アップデートおよびその関連資料を含む、権利者が製造するソフトウェアを意味します。

##### 1.2.

本ソフトウェアの無料版とは、権利者によってエンドユーザーに対して無料で提供される本ソフトウェアの機能モードを意味します。

##### 1.3.

本ソフトウェアの有料版とは、有効期間中の有償ライセンスまたは以下の条項 2.1 に指定される体験期間のアクティベーションが完了し、無料版に対する拡張機能が利用可能になった本ソフトウェアの機能モードを意味します。

##### 1.4.

権利者（独占的であるか否かを問わず、本ソフトウェアに関するすべての権利の所有者）は、ロシア連邦法に基づいて設立された企業、A0 Kaspersky Lab を意味します。

##### 1.5.

端末とは、本ソフトウェアをインストールまたは使用するハードウェアを意味し、パソコン、ノート PC、ワークステーション、個人用デジタル機器、スマートフォン、ハンドヘルド装置、その他、本ソフトウェアが対応する電子装置を含みます。

##### 1.6.

Web ポータルとは、お客様によってインストールされた本ソフトウェアおよび許諾されたライセンスの管理、第 4 条に記載の本ソフトウェアから取得された情報の収集および保管、ならびにテクニカルサポートへの問い合わせの目的に使用され、権利者が提供する Web サービスを意味します。Web サービスとして、ウェブ管理メニュー、マイ カスペルスキーおよびカスペルスキー スモール オフィス セキュリティ管理コンソールが使用されます。また、その他の任意の Web サービスが上記の目的に使用される場合があります。



#### 1. 7.

エンドユーザー（お客様）とは、自身のために本ソフトウェアをインストールまたは使用する個人または本ソフトウェアのコピーを合法的に使用する個人を意味します。また、本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールし、本契約に同意する人物を代表として承認した組織を意味します。本契約の目的において「組織」とは、合名会社、有限会社、企業、協会、合資会社、信託会社、合弁会社、労働組合、法人化されていない組織、政府当局を含みますがこれらに限りません。ただし「プライベートライセンス」（プライベート版）、「ファミリーライセンス」（ファミリー版）および「プレミアライセンス」（プレミア版）では法人での利用はできません。プライベートライセンス、ファミリーライセンス、プレミアライセンスのそれぞれの利用範囲は第 2.5 条を参照してください。

#### 1. 8.

代理店とは、権利者との契約およびライセンスに基づき本ソフトウェアを販売する法人または個人を意味します。

#### 1. 9.

アップデートとは、すべてのアップグレード、機能改修、パッチ適用、機能拡張、バグ修正、変更、コピー、追加、メンテナンスパックの適用などを意味します。

#### 1. 10.

ユーザーガイドとは、ユーザーガイド、管理者用ガイド、リファレンスブックおよび関連する説明資料またはその他の資料を意味します。

#### 1. 11.

猶予期間とは、有料版のソフトウェアの有効期間の終了時から開始する限定された期間のことを意味します。この期間中は、本ソフトウェアで使用可能な機能は変更されません。

#### 1. 12.

ユーザーアカウントとは、Web ポータルに登録する際にお客様が提供した情報を使用して作成された、Web ポータルの個人セクションを意味します。お客様がユーザーアカウントを使用して Web ポータルにアクセスすると、第 1.6 条に記載される操作を実行することができます。

## 2

### ライセンスの付与

#### 2. 1.

権利者は、本ソフトウェアがインストールされたお客様の端末を、ユーザーガイドに記載される脅威から、ユーザーガイドに記載されるすべての技術要件に従って、かつ本契約の諸条件に従って保護するために、指定された数の端末に本ソフトウェアを（「使用」するために）保存、読み込み、インストール、実行、表示する非独占的使用許諾（「ライセンス」）をお客様に付与し、お客様はそのライセンスを受諾します。

本ソフトウェアをテスト目的で使用する場合、権利者はお客様がユーザーガイドに記載されるすべての技術要件、および本契約に記載される利用規約に従う条件のもと、本ソフトウェアのテストを目的として、本ソフトウェアを（「使用」するために）保存、読み込み、インストール、実行、表示する非独占的使用許諾（「ライセンス」）を付与し、お客様はそのライセンスを受諾します。

体験期間（該当する場合）。本ソフトウェアの有料版に体験期間が設けられている場合は、最初にインストールした日より 1 回の体験期間に限り、評価目的のみに本ソフトウェアの有料版の機能を使用できることとします。ただし、該当体験期間の利用目的は評価に限り、体験期間終了後の使用は厳しく禁止します。

複数の環境で使用するソフトウェア、多言語ソフトウェア、デュアルメディアで使用するソフトウェア、複数コピー、バンドル版。お客様が、本ソフトウェアの異なるバージョンもしくは異なる言語版を使用する場合でも、または複数のメディアで本ソフトウェアを受領した場合でも、または本ソフトウェアの複数のコピーを受領した場合でも、または他のソフトウェアにバンドルされた本ソフトウェアを受領した場合でも、本ソフトウェアのすべてのバージョンをインストールすることが許可される端末の合計台数は、権利者から取得したライセンス上の端末数に一致するものとします。ライセンス条件で別段の規定がない限り、取得されたライセンス数に応じて、第 2.2 および 2.3 条で規定する台数の端末にインストールし、使用する権利が与えられます。

#### 2. 2.

本ソフトウェアを物理的媒体で取得した場合、お客様は本ソフトウェアのパッケージに指定、または追加の契約書に指定された台数の端末を保護するために本ソフトウェアの有料版を使用する権利を保有します。

#### 2. 3.

本ソフトウェアをインターネット経由で取得した場合、お客様は本ソフトウェアのライセンス取得時に指定、ま

たは追加の契約書に指定された台数の端末を保護するために、本ソフトウェアの有料版を使用する権利を保有します。

#### 2.4.

お客様は、バックアップ目的でのみ、また合法的に所有する本ソフトウェアのコピーが紛失、破損、または使用不可能になったために差し替える場合に限り本ソフトウェアのバックアップコピーを作成する権利を保有します。このバックアップコピーは、他の用途に用いてはならず、本ソフトウェアを使用する権利を失った場合や、お客様が本ソフトウェアを使用している国または地域で施行されている法令による以外の理由で、お客様のライセンスが期限切れまたは打ち切りとなった場合は、破棄しなくてはなりません。お客様が、本ソフトウェアがインストールされた端末を譲渡または売却する場合は、ライセンスの譲渡にかかわる第 2.5 条の該当条件が適用されない限り、本契約に基づきお客様がインストールした本ソフトウェアのすべてがあらかじめインストール先の端末から削除されていることを確認してください。

#### 2.5.

お客様が本契約書における「プライベートライセンス」、「ファミリーライセンス」または「プレミアムライセンス」をご使用になる場合は、お客様自身（プライベートライセンスの場合）、またはお客様の世帯（ファミリーライセンスまたはプレミアムライセンスの場合）が所有し、かつ利用する端末にのみ、ライセンスを適用できるものとします。

#### 2.6.

本ソフトウェアの使用に際して、お客様がご自身のユーザーアカウントを使用して、本ソフトウェアと Web ポータルを接続することが必要になる場合があります。

#### 2.7.

お客様は、本ソフトウェアのインストール実施日を初日とし、権利者または代理店より次のサービスを受ける権利を与えられます：

#NAME?

- 第 8.7 条の規定に従って提供されるインターネット経由のテクニカルサポートおよび電話によるテクニカルサポート。

#NAME?

#### 3

アクティベーションおよびライセンス有効期間

#### 3.1.

お客様がご自身の端末に変更を加えた場合、または端末にインストールされた他の製造元のソフトウェアの変更を行った場合、本ソフトウェアの有料版の再アクティベーションが必要となる場合があります。また、再アクティベーションの回数には権利者が制限を設ける場合があります。権利者は、ライセンスの有効性およびお客様の端末上でインストールまたは使用される本ソフトウェアのコピーの正当性について確認する手段および検証手順を実行する権利を保有します。

#### 3.2.

本ソフトウェアが物理的媒体によって取得された場合、本契約に同意すると、パッケージに指定、または追加の契約書に指定された期間中、本ソフトウェアの有料版を使用できます。

#### 3.3.

本ソフトウェアがインターネット経由で受領または取得された場合、本契約に同意すると、取得の過程で指定、または追加の契約書に指定された期間中、本ソフトウェアの有料版を使用できます。

#### 3.4.

本ソフトウェアの有料版の体験期間は、第 7.7 条の規定が適用されるものとし、本ソフトウェアの初回アクティベーション時点より、1 回の評価期間（30 日）に限定されます。権利者が期間を変更した場合は、お客様にその旨が通知されます。

#### 3.5.

本ソフトウェアの有料版を使用するお客様のライセンスは第 3.2 条または第 3.3 条（場合に応じて）に記載の期間に限定されます。残存期間はユーザーガイドに記載の方法で確認できます。

#### 3.6.

本ソフトウェアの有料版の有効期間終了後、猶予期間中は本ソフトウェアの有料版の機能を利用できる場合があります。猶予期間の残存期間については、ユーザーガイドに記載の方法で確認できます。第 3.4 条に記載された

体験期間中に、猶予期間は付与されません。

3. 7.

第 3.6 条に記載の方法で利用した本ソフトの有料版の有効期間の終了後、もしくは猶予期間の終了後（ある場合）、有料版の機能は無料版の機能に限定されます。

3. 8.

1 台以上の端末に適用可能なライセンスを取得した場合、本ソフトウェアの有料版を使用するためのライセンスは、1 台目の端末でアクティベーションを実施した日を起算とする有効期間に限定されます。

3. 9.

権利者が保有できる法律または衡平法における他のあらゆる救済方法を妨げることなく、お客様が本契約の契約条件のいずれかに違反した場合、権利者は、お客様に通知することなく、また、ライセンス費用またはその一部を返金することなく、本ソフトウェアを使用するライセンスを打ち切る権利を保有するものとします。

3. 10.

お客様は、本ソフトウェアの使用、また本ソフトウェアの使用により得られたレポートその他の情報の使用にあたって、プライバシー法、著作権法、輸出管理法、わいせつ物取締法を含むがこれらに限らない適用されるすべての国際法、国内法、州法、地域および地方の法律および規制を順守することに同意するものとします。

3. 11.

本契約に別段の具体的規定がない限り、お客様は本契約に基づき与えられた権利または本契約に基づく義務を移転または譲渡できません。

3. 12.

お客様は、本ソフトウェアの日本語版にのみ有効なアクティベーションコードを取得することに同意するものとします。このアクティベーションコードを使用して、日本国内でのみ本ソフトウェアをアクティベートできます。

3. 13.

特定の通信事業者が運営するサービスなどで本ソフトウェアを取得した場合、当該ソフトウェアの使用は、本ソフトウェアの取得時に指定された通信事業者としての操作に限定されます。

3. 14.

本ソフトウェアの無料版の使用期間は、権利者によって制限されません。

4

Web ポータルとの通信および Web ポータルへの情報提供

4. 1.

端末の紛失または盗難の場合、お客様は、Web ポータルを使用して、ユーザーガイドに記載の適切な設定により、本ソフトウェアから端末の位置を追跡する情報を取得したり、端末のカメラ（利用可能な場合）による写真を受信したり、端末および端末上の情報の両方またはいずれかへのアクセスをロック（またはロック解除）したりできます。Web ポータルへのアクセスに際しては、お客様のユーザーアカウントを使用する必要があります。

4. 2.

お客様は、第三者による端末の不正利用を阻止する目的に限って、第 4.1 条に記載の行為がお客様によって実行されることを認知し、これに同意するものとします。

4. 3.

第 4.1 条に記載の情報、ならびにお客様の Web ポータルのユーザーアカウントを登録する過程でお客様から提供されたメールアドレスおよびその他の情報は、転送された後に、権利者の信頼する第三者のサービスプロバイダーによって処理されます。この第三者のプロバイダーによるデータの処理は、お客様が居住する国の情報保護規定より制限の弱い情報保護規定を定める国で実施される場合があります。

4. 4.

お客様は、お客様のユーザーアカウントに関する秘密情報の保全に責任を負うものとします。

4. 5.

お客様は、お客様のユーザーアカウントによって Web ポータルで実行されたいかなる行為にも責任を負うものとします。お客様は、お客様のユーザーアカウントの不正使用に関して権利者が責任を負わないことを認知し、これに同意するものとします。

4. 6.

権利者は、地域によって Web ポータルの使用を義務付けている場合があります。端末への本ソフトウェアのインストール中に、居住する国とは違う地域を選択することが可能です。選択した地域で Web ポータルの使用が

任意の場合、本ソフトウェアの設定を変更することで、第 4.1 条および第 4.3 条に記載されているお客様のデータの処理を無効にできます。

#### 4.7.

お客様は、お客様のインターネットプロバイダーまたはモバイルプロバイダーが提供するサービス品質に起因するいかなる遅延や障害にも、権利者が責任を負わないことを認知し、これに同意するものとします。

### 5

#### テクニカルサポート

#### 5.1.

本契約の第 2.7 条に記載のテクニカルサポートは、本ソフトウェアの最新アップデートがインストールされている場合に、本ソフトウェアを使用中のお客様に対して、権利者のサポートサービス規約および本契約の第 7.7 条に従って提供されます。

テクニカルサポートサービスおよびその規約に関しては、[support.kaspersky.co.jp](http://support.kaspersky.co.jp) を参照してください。

### 6

#### 機密維持

#### 6.1.

お客様は、特定の設計および個々のプログラムの構成、アクティベーションコードを含む本ソフトウェアとユーザーガイドが、権利者の所有物かつ機密情報であることに同意するものとします。権利者の書面による事前同意なく、これらの情報をいかなる形式でも第三者に開示、提供または利用できる形にしてはなりません。お客様はこのような機密情報を保護するために適切なセキュリティ手法を実装するものとします。また、前述の規定に限らず、お客様は本ソフトウェアおよびユーザーガイドまたはそれらの一部でもインターネットを通じて転送させないものとします。

### 7

#### 参考情報と広告の受信

#### 7.1.

お客様は、端末の保護レベルを向上する目的で、権利者および代理店の両方またはいずれかから、本ソフトウェア経由で、参考情報および広告を受信することを認知し、承諾し、これに同意するものとします。

### 8

#### 制限事項

#### 8.1.

お客様は、放棄不可能な権利を適用法で許可された場合を除き、本ソフトウェアのエミュレート、複製、貸与、レンタル、リース、販売、変更、逆コンパイル、逆アセンブルまたはリバースエンジニアリングを行ったり、本ソフトウェアまたはその一部の派生物を作成したりすることはできません。また、前述の制限事項が適用法により明示的に禁止された場合を除き、本ソフトウェアの一部を可読可能な形式に変換すること、ライセンスされた本ソフトウェアまたはそのサブセットを第三者に譲渡すること、またはそのような行為を第三者に許可することはできません。本ソフトウェアのバイナリコードおよびソースコードのいずれについても、独占所有物である本プログラムアルゴリズムの再作成に使用すること、またはそのためにリバースエンジニアリングすることはできません。本書に明示されていないすべての権利は権利者またはその供給元のどちらかが保有するものとし、不正な本ソフトウェアの使用は、本契約および本契約により許諾されるライセンスの即時自動解除および刑事上民事上の訴追がなされる場合があります。

#### 8.2.

お客様は、本契約の第 2.5 条で規定する場合を除き、本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 8.3.

アクティベーションコードは権利者の秘密情報とみなされ、お客様は本契約の第 2.5 条で規定する条件の下でアクティベーションコードを第三者に譲渡できる場合を除き、これを第三者に提供または、アクセス可能にしないものとし、アクティベーションコードを保護するために妥当な注意を払うものとします。アクティベーションコードはライセンスの有効期限に到達するまで安全な場所で保管してください。

#### 8.4.

お客様は、本ソフトウェアを第三者に貸与、レンタル、リースしてはなりません。

#### 8.5.

お客様は、ユーザーガイドに記載される脅威の検知、ブロック、処理に使用されるデータまたはソフトウェアの作成に本ソフトウェアを使用しないものとします。

8.6.

お客様が本契約の契約条件に違反した場合、権利者は、お客様に返金することなく、本ソフトウェアの稼働をブロックする権利を保有することとします。

8.7.

お客様が本ソフトウェアの無料版をご利用の場合や、有料版の体験期間中である場合、本契約の第 5 条によるテクニカルサポートを受ける権利を保有しません。

8.8.

お客様は、秘密情報の追跡および取得を含む、第三者に対する不正行為の実行目的で本ソフトウェアを使用してはなりません。

8.9.

本ソフトウェアの知的所有権を侵害した場合、法に従って、民事責任、行政法上の責任、刑事責任が発生します。

8.10.

お客様は、本ソフトウェアが欧州連合 (EU) 圏内でのインストールおよび使用を意図したものでないことに同意したものとします。

9

## 限定保証と免責条項

9.1.

権利者は、本ソフトウェアが、ユーザーガイドに規定の仕様および説明に従って実質的に機能することを保証します。ただし、(w) 権利者が明示的に保証責任を否認しているお客様の端末の欠陥および関連する権利侵害、(x) 誤用から生じる不調、欠陥、エラー。乱用、事故 (アクシデント)、不履行。不適切なインストールおよび操作またはメンテナンス。盗難、破壊行為、不可抗力、テロ、停電または電力サージ、不慮の事故。改造および許可されていない変更。権利者以外による修理または権利者の合理的な管理の範囲外である第三者もしくはお客様の行為もしくは原因、(y) 最初に生じてから合理的な期間内にお客様が権利者に通知しなかった欠陥、(z) お客様の端末にインストールされているハードウェアまたはソフトウェアコンポーネントとの互換性の欠如、の場合にはかかる限定的保証は適用されないものとします。

9.2.

お客様は、エラーのないソフトウェアは存在しないことを認知し、承諾し、これに同意し、お客様にとって適切な頻度と信頼性に基づき、端末内のファイルおよび OS の設定のバックアップをとるようアドバイスを受けたことを認めるものとします。

9.3.

お客様は、お客様が承認したデータ削除に関して権利者が責任を負わないことを認知し、承諾し、これに同意するものとします。ここでいうデータは、個人情報または秘密情報を含みます。

9.4.

お客様がユーザーガイドまたは本契約の条件に違反している場合、権利者は、本ソフトウェアの正常動作を保証しません。

9.5.

お客様が本契約の第 2.7 条に指定のアップデートを定期的にダウンロードしていない場合は、権利者は、本ソフトウェアの正常動作を保証しません。

9.6.

本契約の第 3.2 条または第 3.3 条に指定されている期間の経過後、または、何らかの理由で本ソフトウェアを使用するライセンスが終了している場合は、権利者は、本ソフトウェアが、ユーザーガイドに規定の仕様および説明に従って実質的に機能することを保証しないものとします。

9.7.

お客様は、本ソフトウェアは権利者の標準設定が既定で適用された状態で提供され、お客様独自の要件を満たすために本ソフトウェアの設定を変更する場合はお客様ご自身の責任において実施することを認めるものとします。

9.8.

お客様は、本ソフトウェアのテスト用バージョンを使用する場合、本ソフトウェアが既定と異なる特別な設定で提供されることに同意するものとします。

## 9.9.

本ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、権利者は、その使用または性能に関し言質を与えず、保証を行いません。適用法により、除外または限定が行えない範囲の保証、条件、言質、契約条件を除き、権利者およびその代理店は、第三者の権利を侵害していないこと、商品性、十分な品質、完全性、特定目的への合致性を含むが、それに限らない事柄に関し、一切の保証、条件設定、言質、契約条件設定（明示的または黙示的を問わず、また、法令、普通法、習慣、利用その他にかかわらず）を行いません。お客様は意図した結果を得るために本ソフトウェアを選択したこと、また、そのインストール方法、使用方法、および得られた結果について、その性能に関し、すべての責任とリスクを負うこととします。前項の規定を制限することなく、権利者は、本ソフトウェアにはエラーがないことや、障害その他の故障がないこと、または、権利者に開示されているか否かにかかわらず、お客様の要件の一部またはすべてを満たしているかどうかについて、一切の保証を行わず、言質を与えないものとします。

## 10

### 免責事項

#### 10.1.

適用法により許可される最大範囲において、権利者または代理店は、いかなる場合でも、特別的、偶発的、懲罰的、間接的または結果的ないかなる損害（利益、秘密情報またはその他の情報の損失、ビジネスの中断、プライバシーの喪失、データまたはプログラムの破損、損害および損失、法的義務、誠実義務または合理的な注意義務の違反、過失、経済的損失およびその他金銭的な損失またはその他の損失による損害を含むがこれに限定されない）の可能性について通知されていたとしても、その損害の責任を負いません。ここで損害とは、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能またはサポートもしくはその他サービス、情報、ソフトウェアおよびソフトウェアを通じた関連コンテンツの提供もしくは提供不能に直接起因するもしくは何らかの形で関連して発生する損害、ソフトウェアの使用に起因するその他の損害、本契約のいずれかの条項に従ってもしくは関連して発生するその他の損害、契約違反もしくは不法行為（過失、虚偽表示、厳格責任の義務または債務を含む）、法的義務の違反または権利者もしくは代理店の保証の不履行に起因する損害を指します。

お客様は、権利者および代理店の両方またはいずれかが責任を負う場合でも、権利者および代理店の両方またはいずれかの当該責任は本ソフトウェアの価格に制限されることに同意するものとします。いかなる場合であっても、権利者および代理店の両方またはいずれかの当該責任は、本ソフトウェアの入手時にお客様が権利者および代理店の両方またはいずれか（場合に応じて）に支払った金額を上限とします。

本契約は、死亡または身体障害に対するいかなる請求も除外または制限するものではありません。さらにまた、本契約の免責事項、除外事項または制限事項が適用法により除外または制限不可能な場合、そのような免責事項、除外事項、または制限事項のみお客様に適用されず、その他の免責事項、除外事項、および制限事項は、引き続きお客様に適用されるものとします。

## 11

### GNU およびその他のサードパーティライセンス

#### 11.1.

本ソフトウェアは、GNU 一般公衆利用許諾書 (GPL) または同様のフリーソフトウェアライセンスに基づきお客様にライセンスされている（またはサブライセンスされている）ソフトウェアプログラムを含む場合があります。これらのプログラムは、お客様に対し、一定のプログラムまたはその一部をコピー、変更、再配信することをその他の権利と共に許可し、またソースコードへのアクセスを許可しています（オープンソースソフトウェア）。バイナリ形式の実行ファイルで配信されるかかるソフトウェアに関し、そのライセンスで指示がある場合、ソースコードをそれらのソフトウェアを使用するお客様が利用できるようにしなくてはならず、この場合、ソースコードは [source@kaspersky.com](mailto:source@kaspersky.com) までリクエストを送付し入手するか、またはソースコードは本ソフトウェアに付属しています。オープンソースソフトウェアライセンスが権利者に対し、オープンソースソフトウェアプログラムを使用、コピー、変更する権利を提供するよう要求し、かかる権利が、本契約で認められている権利よりも許諾範囲が広い場合、かかる権利は、本書における権利および制限に対し優先するものとします。

## 12

### 知的財産権

#### 12.1.

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに含まれる著作物、システム、アイデア、操作方法、文書、およびその他の情報は、権利者またはその供給元の独占所有物である知的財産および重要な企業秘密の両方またはいずれかで

あって、また、権利者および該当する場合その供給元は、刑法および民法によって、また、ロシア連邦、EU、合衆国およびその他の国の著作権、企業秘密、商標、特許法ならびに国際条約によって保護されることにお客様は同意するものとします。本契約は、お客様に対し、権利者やその供給元の商標や商号（「本商標」）を含む、知的財産権への権利を与えるものではありません。お客様は、商標に関する認められた慣習に従って、本ソフトウェアが生成した印刷物を商標所有者の名前などにより特定する場合に限り、本商標を使用できます。このような形で本商標を使用することにより、本商標の所有権がお客様に与えられるものではありません。権利者およびその供給元は、本ソフトウェアに関連するすべての権利、権限、および利益を所有し継続してこれを保有します。これには、権利者が行ったかまたは第三者が行ったかにかかわらず、本ソフトウェアへのエラー修正、拡張機能、アップデート、またはその他の修正が含まれ、また、すべての著作権、特許、企業秘密権、商標権、その他の知的財産権が含まれます。お客様による本ソフトウェアの所有、インストール、使用は、お客様に対して本ソフトウェアの知的財産権の所有権を移譲するものではなく、お客様は、本契約に明示的に規定されたものを除き、本ソフトウェアに対するいかなる権利も取得しないものとします。本契約に基づいて作成された本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェアに表示されるものと同じ著作権表示を行わなくてはなりません。本契約は、本ソフトウェアに対する本書に記載される以外の知的所有権をお客様に付与するものではなく、本書で詳しく定義する本契約に基づき付与されるライセンスは、本契約の条件に従った限定的使用権のみを提供するものであることにお客様は認めるものとします。権利者は、本契約において明示的に付与された権利以外のすべての権利を保有するものとします。

## 12.2.

お客様は、本ソフトウェアのソースコードおよびアクティベーションコードが権利者の独占所有物であり、権利者の秘密情報に該当することを認めるものとします。お客様は、変更、改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなど本ソフトウェアのソースコードの解読を試みるいかなる行為も行わないことに同意するものとします。

## 12.3.

お客様は、いかなる形でも本ソフトウェアを修正または改ざんしないことに同意し、本ソフトウェアのコピー上の、著作権表示その他独占所有権表示を削除または変更することもできません。

## 13

### 準拠法

## 13.1.

第 13.2 条および第 13.3 条に定める場合を除き、本契約は、お客様が本ソフトウェアを取得した以下に定める国または地域の法律により管轄および解釈され、法の抵触に関する原則の適用は受けません：

### a.

ロシア。お客様が本ソフトウェアをロシアで取得された場合、ロシア連邦の法律が適用されます。

### b.

アメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島。お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島で取得された場合、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州の法律が適用されます。ただし、消費者保護、不正競争防止、または類似の州の法律に関する請求については、お客様が居住する州の法律が適用されます。法に認められる最大限の範囲内において、権利者およびお客様は陪審裁判の権利を放棄することに明示的に合意するものとします。

### c.

カナダ。お客様が本ソフトウェアをカナダで取得された場合、オンタリオ州の法律が適用されます。

### d.

メキシコ。お客様が本ソフトウェアをメキシコで取得された場合、メキシコ合衆国の法律が適用されます。

### e.

欧州連合 (EU)。お客様が本ソフトウェアを EU 加盟国で取得された場合、ドイツ法が適用されます。

### f.

オーストラリア。お客様が本ソフトウェアをオーストラリアで取得された場合、ライセンスを取得された州または特別地域の法律が適用されます。

### g.

香港特別行政区およびマカオ特別行政区。お客様が本ソフトウェアを香港特別行政区またはマカオ特別行政区で取得された場合、香港特別行政区の法律が適用されます。

h.

中華民国。お客様が本ソフトウェアを中華民国で取得された場合、中華民国の法律が適用されます。

i.

日本。お客様が本ソフトウェアを日本で取得された場合、日本国の法律が適用されます。

j.

その他の国または地域。お客様が本ソフトウェアを上記以外の国で取得された場合、購入の行為が発生した国の実体法が適用されます。

13. 2.

前条の定めにかかわらず、本契約が適用または解釈される国または地域において、当該の国または地域の強制的な法律または公序良俗が、本契約に定める法律の適用を禁止する場合、当該の強制的な法律または公序良俗によって要求される範囲内において、当該の国または地域の法律が代わりに適用されるものとします。同様に、お客様が個人の場合、お客様が居住する国において、その国の法律の下でお客様が実行しなければならない可能性のある行為の強制的な権利は、第 13.1 条の条項によって影響を受けません。

13. 3.

本契約は国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠せず、当該条約の適用を明示的に除外します。

13. 4.

本ソフトウェアに関連して問題が発生した際に、お客様は権利者またはその代理店にのみ直接連絡する義務を負うものとします。

14

訴訟期間

14. 1.

本契約のどちらかの当事者に対し起こされる、本契約に基づく取り引きに由来する訴訟は、その形式を問わず、訴訟の原因が発生または、発生したことが発見されてから一 (1) 年以上経過した後には起訴されないものとします。ただし、知的所有権の侵害訴訟は、該当する法定期間の最大限まで起訴できるものとします。

15

完全合意条項、分離条項、権利不放弃

15. 1.

本契約は、お客様と権利者との間の完全なる合意であり、口頭または書面による、本ソフトウェアまたは本契約の主題に関する、それ以前の取り決め、提案、通信内容、広告に優先するものとします。お客様は本契約を読み、理解し、その条件に拘束されることに同意するものとします。裁判管轄権のある法廷によって、何らかの理由により本契約のある条項は、一部または全部が効力がなく、無効である、または執行不可能であるとされた場合も、かかる条項を狭く解釈して、合法かつ執行可能にされるものとし、また、これにより契約全体が無効とはならず、本契約の残りの部分は、できる限りその元の意味を維持しながら、法および衡平法で許される最大限まで、完全なる効力を持続するものとします。本書の条項または条件の権利放棄は、書面により、お客様と権利者の権限を与えられた代表者の両方の署名によらない限り、有効ではないものとし、本契約の条項違反に対する異議申し立ての権利放棄は、以前、現在 (同時進行)、および将来の権利放棄を構成しないものとします。本契約の条項または権利の厳守について、その不履行を権利者が指摘しなかったことは、かかる条項または権利の権利放棄として解釈されないものとします。

16

集団訴訟 (クラスアクション) の放棄および調停

16. 1.

お客様がアメリカ合衆国にお住まいの場合、この 第 16 条が適用されます。お客様と権利者の間またはお客様と権利者に関連するサードパーティの間で、権利者の製品やサービスまたは本契約の内容に関する争議や苦情または議論が発生した際、両者間で適切な期間で解決に至らなかった場合に、お客様および相手当事者は、連邦仲裁法 (Federal Arbitration Act, 「FAA」) に基づいて米国仲裁協会 (American Arbitration Association, 「AAA」) において、個別の仲裁に同意したこととし、法廷で裁判官や陪審員の前で訴訟を起こすことがないものとします。集団訴訟、集団調停、民間代理人の訴訟、すべての当事者による事前の同意を得ることなく個別の訴訟を合わせた訴えを起こすこと、または誰かが代理をして訴訟手続きを実行することなどを含む、またこれに限定されない全ての訴訟を起こすことは許可されません。本契約に同意することで、お客様は前述の集団訴訟または多数当事者訴訟を起こしたり、訴訟に参加したりしないことに同意したものと、最終的にお客様向けに救済措置の裁定



が下された場合は、本条項に記載されている通りお客様個別に適用されるものとします。両当事者の中で個別の仲裁手続きが発生した場合、中立仲裁人が決定し、その決定は FAA に基づく制限された控訴権以外は最終決定となります。本契約および AAA の規定の間に矛盾がある場合は、本契約が優先するものとします。

16.2.

権利者の知的財産権、その行使や効力等に対するあらゆる争議や苦情または議論が発生した場合、もしくは権利者の製品またはサービスのあらゆる形態での不正な使用に起因する苦情（盗難や著作権侵害などを含むがこれに限定されない）が発生した場合は、本条の内容が適用されないものとします。

17

権利者の連絡先

本契約に関する質問がある場合や、何らかの理由で権利者に連絡する場合は、以下に記載する権利者の顧客サービス部門まで連絡してください。

A0 Kaspersky Lab

39A/3 Leningradskoe Shosse, Moscow, 125212

ロシア連邦

メールアドレス：info@kaspersky.com

Web サイト：www.kaspersky.com

条項 B. データ処理に関する条件

情報提供

情報保護の強化、および本ソフトウェアおよびサービスの性能向上のために、お客様は次の統計的、管理的性質を持つ情報を自動的に権利者に提供すること、またサードパーティのサービスプロバイダーに提供する場合があることに同意するものとします：インストールされたプログラム、ライセンスデータ、検知した脅威と感染に関する情報、処理されたオブジェクトのハッシュ値、端末自体とそれに接続されたデバイスに関する技術的情報、端末のオンライン活動に関する情報。詳細な情報については、help.kaspersky.com を参照してください。

新しい脅威とその発生源の検知性能を向上させ、お客様のセキュリティ保護レベルおよび本ソフトウェアの性能を向上させるため、お客様は「Kaspersky Security Network に関する声明」に指定される情報を権利者宛てに自動的に提供することに同意するものとします。

また、お客様は、本ソフトウェアの設定画面からいつでも Kaspersky Security Network サービスの有効化、無効化を切り替えることもできます。

お客様は、権利者がその単独かつ排他的裁量において、権利者が収集した情報をセキュリティリスクの傾向の追跡および関連レポートの公開のために採用できることを認め、これに同意するものとします。

前述情報を Kaspersky Security Network サービスに対して提供させないようにするには、Kaspersky Security Network サービスを有効にしないでください。すでに有効になっている場合は Kaspersky Security Network サービスを無効にしてください。

権利者は、法定要件および権利者の該当する規定に従って、収集した情報を保護します。

権利者は、個人を特定する情報が含まれない集計された統計データの一部として当該情報を使用します。この集計された統計データは、元の情報から自動的に作成され、個人情報や機密情報を含みません。受信した元の情報は蓄積された後消去されます（1年に1回）。一般的な統計データは無期限で保管されます。

(C) 2019 A0 Kaspersky Lab. All Rights Reserved. 本ソフトウェアおよび付属文書には、著作権が設定され、著作権法および国際著作権条約、ならびにその他の知的所有権関連の法律および条約により保護されています。

■iOS 版

使用許諾契約書

お客様への法律上の重要なお知らせ：本ソフトウェアのご使用を開始される前に、以下の契約書を注意深くお読みください。

本契約を締結するにあたり、お客様は成人である必要があります。お客様が未成年である場合は、お客様の保護

者または法的後見人が本契約を確認し、合意する必要があります。それに際して、お客様の保護者または法的後見人は、お客様の代わりに本契約に合意し、本契約の条項に基づく、お客様のすべての義務に関する責任を負うものとし、

お客様が本ソフトウェアを実行、または本契約の記述が含まれるウィンドウで同意を示すボタンをクリック、または対応する記号を入力した時点で、お客様が成人であることを証明して、お客様ご自身もしくはお子様の代理として本契約に合意し、本契約の条項に基づく、お客様のすべての義務に関する責任を負うものとしたこととなります。

また、お客様が本ソフトウェアを実行、または本契約の記述が含まれるウィンドウで同意を示すボタンをクリック、または対応する記号を入力した時点で、本契約の条項に無条件で同意し、本契約の契約条件に従って本ソフトウェアを使用する権利を得たこととなります。本契約の諸条件に同意されない、またはお客様が未成年である場合は、本ソフトウェアのインストール作業を中断し、本ソフトウェアを削除してください。

ソフトウェアに書面形式のライセンス契約書か同様の文書、またはライセンス証書が付属する場合は、これらの文書に定義されている本ソフトウェアの使用条件が、本契約よりも優先します。

## 条項 A. 一般条件

### 1. 定義

- 1.1. 本ソフトウェアとは、本契約と共に提供されるソフトウェアおよびその関連資料を意味します。
- 1.2. 本ソフトウェアの標準版とは、無料版のソフトウェアを意味します。
- 1.3. 本ソフトウェアの拡張版とは、Kaspersky Security Center (“KSC”) に接続した場合にのみ使用できるバージョンのソフトウェアを意味します。
- 1.4. 権利者（独占的であるか否かを問わず、本ソフトウェアに関するすべての権利の所有者）は、ロシア連邦法に基づいて設立された企業、AO Kaspersky Lab を意味します。
- 1.5. 端末とは、本ソフトウェアをインストールまたは使用するハードウェアを意味し、パソコン、ノート PC、ワークステーション、個人用デジタル機器、スマートフォン、ハンドヘルド装置、その他、本ソフトウェアが対応する電子装置を含みます。
- 1.6. エンドユーザー（お客様）とは、自身のために本ソフトウェアをインストールする個人または、本ソフトウェアのコピーを合法的に使用する個人を意味します。また、個人が雇用者など組織を代表して本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールした場合、「お客様」とは、本ソフトウェアをその利益のためにダウンロードまたはインストールした法人も意味するものとし、ここにかかる法人は、個人に対しその法人を代表して本契約に同意することを承認したものとみなします。本契約の目的において「法人」とは、合名会社、有限会社、企業、協会、合資会社、合弁会社、労働組合、法人化されていない組織、政府当局を含みますがこれらに限りません。
- 1.7. 代理店とは、権利者との契約およびライセンスに基づき本ソフトウェアを販売する法人または個人を意味します。
- 1.8.

ユーザーガイドとは、ユーザーガイド、管理者用ガイド、リファレンスブックおよび関連する説明資料またはその他の資料を意味します。

### 2. ライセンスの付与

2.1. 権利者は、ユーザーガイドまたはテクニカルサポートの Web サイトに記載される機能の範囲内で、本契約の条件に従って、本ソフトウェアを（「使用」するために）保存、読み込み、実行、表示する、期間に制限のない非独占的使用許諾（「ライセンス」）をお客様に無償で付与し、お客様はそのライセンスを受諾します。

試用期間（該当する場合）。お客様は、本ソフトウェアの拡張版に試用期間が設けられている場合は、最初にインストールした日より 1 回の試用期間に限り、評価目的のみに本ソフトウェアの拡張版の機能を使用できることとします。ただし、当該試用期間の本ソフトウェアの拡張版の利用目的は評価に限り、試用期間終了後の使用は厳しく禁止します。

2.2. お客様は、本ソフトウェアのインストール日を初日とし、権利者が公開する情報およびリソースへアクセスする権利を与えられます。

### 3. アクティベーションおよびライセンス有効期間

3.1. 第 2.1 条で指定されている評価の目的でアクティベートされた本ソフトウェアの拡張版の試用期間は、ユーザーガイドに記載されている方法で参照できます。

3.2. 本ソフトウェアがインストールされた端末を KSC に接続して使用している場合、拡張版の機能を使用できる有効期間は KSC に適用されたライセンスの有効期間に制限されます。この期間を確認する方法についてはユ

ユーザーガイドを参照してください。

3.3. 第 3.1 条および第 3.2 条に指定される有効期間の終了後は、本ソフトウェアの拡張版の機能は制限され、標準版として機能します。

3.4. 権利者が保有できる法律上または衡平法における他のあらゆる救済方法を妨げることなく、お客様が本契約の契約条件のいずれかに違反した場合、権利者は、お客様に通知することなく、また、ライセンス費用またはその一部を返金することなく、ライセンスを打ち切る権利を有するものとします。

3.5. 本ソフトウェアの標準版の使用期間は、権利者によって制限されていません。

4. 位置情報、GPS 機能を使用するソフトウェア機能、および端末上のデータ送信または KSC との接続を実施する機能

4.1. 端末を紛失または盗難された場合、端末が KSC に接続されていて、本ソフトウェアの稼働中に端末の位置情報を取得する機能が KSC から受け取った設定の適用によって有効になっている場合で、かつお客様が個人情報の処理に明示的に同意されている場合は、お客様は KSC およびユーザーガイドに記載されている適切なパラメータを使用することによって、本ソフトウェアが使用される端末の位置を追跡するための情報を端末から受け取ることができます。お客様は本ソフトウェアを本来の目的に沿って使用し、地域の法律に違反しないことに同意するものとします。

5. テクニカルサポート

5.1. 地域ごとに異なるテクニカルサポートが、サポートサービス規約に従って提供されます。テクニカルサポートサービス、地域ごとの制限およびその規約に関しては、support.kaspersky.co.jp を参照してください。

6. 制限事項

6.1. お客様は、秘密情報の追跡および取得を含む、第三者に対する不正行為の実行目的で本ソフトウェアを使用してはなりません。

6.2. お客様は、放棄不可能な権利を適用法で許可された場合を除き、本ソフトウェアのエミュレート、複製、貸与、レンタル、リース、販売、変更、逆コンパイル、逆アセンブルまたはリバースエンジニアリングを行ったり、本ソフトウェアまたはその一部の派生物を作成したりすることはできません。また、前述の制限事項が適用法により明示的に禁止された場合を除き、ソフトウェアの一部を可読可能な形式に変換すること、ライセンスされたソフトウェアまたはそのサブセットを第三者に譲渡すること、またはそのような行為を第三者に許可することはできません。本ソフトウェアのバイナリコードおよびソースコードのいずれについても、独占所有物である本プログラムアルゴリズムの再作成に使用すること、またはそのためにリバースエンジニアリングすることはできません。本書に明示されていないすべての権利は権利者またはその供給元のどちらかが保有するものとし、不正な本ソフトウェアの使用は、本契約および本契約により許諾されるライセンスの即時自動解除および刑事上民事上の訴追がなされる場合があります。

6.3. お客様は、本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡またはサブライセンスすることはできません。

6.4. お客様は、ユーザーガイドに記載の脅威を検知、ブロック、または処理する目的で使用されるデータまたはソフトウェアの作成に際して、本ソフトウェアを使用しないものとします。

7. 限定保証と免責条項

7.1. 権利者は、本ソフトウェアが、ユーザーガイドに規定の仕様および説明に従って実質的に機能することを保証します。ただし、次の場合にはこの限定保証は適用されないものとします：(w) 権利者が明示的に保証責任を否認しているお客様の端末の欠陥および関連する権利侵害。(x) 誤用から生じた不調、欠陥、エラー。乱用。事故。不履行。不適切なインストール、操作またはメンテナンス。盗難。破壊行為。不可抗力。テロ。停電または電力サージ。不慮の事故。改造、許可されていない変更、または権利者以外による修理。権利者の合理的な管理の範囲外である第三者またはお客様の行為または原因。(y) 最初に生じてから合理的な期間内にお客様が権利者に通知しなかった欠陥。(z) お客様の端末にインストールされているハードウェアまたはソフトウェアコンポーネントとの互換性の欠如。

7.2. お客様は、エラーのないソフトウェアは存在しないことを認知し、承諾し、これに同意し、お客様にとって適切な頻度と信頼性に基づき、端末のバックアップをとるようアドバイスを受けたことを認めるものとします。

7.3. お客様は、お客様が承認したデータ削除に関して権利者が責任を負わないことを認知し、承諾し、これに同意するものとします。ここでいうデータは、個人情報または秘密情報を含みます。

7.4. お客様がユーザーガイドまたは本契約の条件に違反している場合、権利者は、本ソフトウェアの正常動作を保証しません。

7.5. お客様は、本ソフトウェアは権利者の標準設定が既定で適用された状態で提供され、お客様独自の要件を満

たすために本ソフトウェアの設定を変更する場合はお客様ご自身の責任において実施することを認めるものとします。

7.6. 本ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、権利者は、その使用または性能に関し言質を与えず、保証を行いません。適用法により、除外または限定が行えない範囲の保証、条件、言質、契約条件を除き、権利者およびその代理店は、第三者の権利を侵害していないこと、商品性、十分な品質、完全性、特定目的への合致性を含むが、それに限らない事柄に関し、一切の保証、条件設定、言質、契約条件設定（明示的または黙示的を問わず、また、法令、普通法、習慣、利用その他にかかわらず）を行いません。お客様は意図した結果を得るために本ソフトウェアを選択したこと、また、そのインストール方法、使用方法、および得られた結果について、その性能に関し、すべての責任とリスクを負うこととします。前項の規定を制限することなく、権利者は、本ソフトウェアにはエラーがないことや、障害その他の故障がないこと、または、権利者に開示されているか否かにかかわらず、お客様の要件の一部またはすべてを満たしているかどうかについて、一切の保証を行わず、言質を与えないものとします。

## 8. 免責事項

8.1. 適用法により許可される最大範囲において、権利者または代理店は、いかなる場合でも、特別的、偶発的、懲罰的、間接的または結果的ないかなる損害（利益、機密情報またはその他の情報の損失、ビジネスの中断、プライバシーの喪失、データまたはプログラムの破損、損害および損失、法的義務、誠実義務または合理的な注意義務の違反、過失、経済的損失およびその他金銭的な損失またはその他の損失による損害を含むがこれに限定されない）の可能性について通知されていたとしても、その損害の責任を負いません。ここで損害とは、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能またはサポートもしくはその他サービス、情報、ソフトウェアおよびソフトウェアを通じた関連コンテンツの提供もしくは提供不能に直接起因するもしくは何らかの形で関連して発生する損害、ソフトウェアの使用に起因するその他の損害、本契約のいずれかの条項に従ってもしくは関連して発生するその他の損害、契約違反もしくは不法行為（過失、虚偽表示、厳格責任の義務または債務を含む）、法的義務の違反または権利者もしくは代理店の保証の不履行に起因する損害を指します。

お客様は、権利者および代理店の両方またはいずれかが責任を負う場合でも、権利者および代理店の両方またはいずれかの当該責任は本ソフトウェアの価格に制限されることに同意するものとします。いかなる場合であっても、権利者および代理店の両方またはいずれかの当該責任は、本ソフトウェアの入手時にお客様が権利者および代理店の両方またはいずれか（場合に応じて）に支払った金額を上限とします。

本契約は、死亡または身体障害に対するいかなる請求も除外または制限するものではありません。さらにまた、本契約の免責事項、除外事項または制限事項が適用法により除外または制限不可能な場合、そのような免責事項、除外事項、または制限事項のみお客様に適用されず、その他の免責事項、除外事項、および制限事項は、引き続きお客様に適用されるものとします。

## 9. GNU およびその他のサードパーティライセンス

9.1. 本ソフトウェアは、GNU 一般公衆利用許諾書 (GPL) または同様のフリーソフトライセンスに基づきお客様にライセンスされている（またはサブライセンスされている）ソフトウェアプログラムを含む場合があります。これらのプログラムは、お客様に対し、一定のプログラムまたはその一部をコピー、変更、再配信することをその他の権利と共に許可し、またソースコードへのアクセスを許可しています（オープンソースソフトウェア）。バイナリ形式の実行ファイルで配信されるかかるソフトウェアに関し、そのライセンスで指示がある場合、ソースコードをそれらのソフトウェアを使用するお客様が利用できるようにしなくてはならず、この場合、ソースコードは [source@kaspersky.com](mailto:source@kaspersky.com) までリクエストを送付し入手するか、またはソースコードは本ソフトウェアに付属しています。オープンソースソフトウェアライセンスが権利者に対し、オープンソースソフトウェアプログラムを使用、コピー、変更する権利を提供するよう要求し、かかる権利が、本契約で認められている権利よりも許諾範囲が広い場合、かかる権利は、本書における権利および制限に対し優先するものとします。

## 10. 知的財産権

10.1. 本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに含まれる著作物、システム、アイデア、操作方法、文書、およびその他の情報は、権利者またはその供給元の独占所有物である知的財産および重要な企業秘密の両方またはいずれかであって、また、権利者および該当する場合その供給元は、刑法および民法によって、また、ロシア連邦、EU、合衆国およびその他の国の著作権、企業秘密、商標、特許法ならびに国際条約によって保護されることにお客様は同意するものとします。本契約は、お客様に対し、権利者やその供給元の商標や商号（「本商標」）を含む、知的財産権への権利を与えるものではありません。お客様は、商標に関する認められた慣習に従って、本ソフトウェアが生成した印刷物を商標所有者の名前などにより特定する場合に限り、本商標を使用できます。このような

形で本商標を使用することにより、本商標の所有権がお客様に与えられるものではありません。権利者およびその供給元は、本ソフトウェアに関連するすべての権利、権限、および利益を所有し継続してこれを保有します。これには、権利者が行ったかまたは第三者が行ったかにかかわらず、本ソフトウェアへのエラー修正、拡張機能、アップデート、またはその他の修正が含まれ、また、すべての著作権、特許、企業秘密権、商標権、その他の知的財産権が含まれます。お客様による本ソフトウェアの所有、インストール、使用は、お客様に対して本ソフトウェアの知的財産権の所有権を移譲するものではなく、お客様は、本契約に明示的に規定されたものを除き、本ソフトウェアに対するいかなる権利も取得しないものとします。本契約に基づいて作成された本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェアに表示されるものと同じ著作権表示を行わなくてはなりません。本契約は、本ソフトウェアに対する本書に記載される以外の知的所有権をお客様に付与するものではなく、本書で詳しく定義する本契約に基づき付与されるライセンスは、本契約の条件に従った限定的使用権のみを提供するものであることをお客様は認めるものとします。権利者は、本契約において明示的に付与された権利以外のすべての権利を保有するものとします。

10.2. お客様は、いかなる形でも本ソフトウェアを修正または改竄しないことに同意し、本ソフトウェアのコピー上の、著作権表示その他独占所有権表示を削除または変更することもできません。

## 11. 準拠法

11.1. 条項 A の第 11.2 条および第 11.3 条に定める場合を除き、本契約は、お客様が本ソフトウェアを取得した以下に定める国または地域の法律により管轄および解釈され、法の抵触に関する原則の適用は受けません：

- a. ロシア。お客様が本ソフトウェアをロシアで取得された場合、ロシア連邦の法律が適用されます。
- b. アメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島。お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島で取得された場合、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州の法律が適用されます。ただし、消費者保護、不正競争防止、または類似の州の法律に関する請求については、お客様が居住する州の法律が適用されます。法に認められる最大限の範囲内において、権利者およびお客様は陪審裁判の権利を放棄することに明示的に合意するものとします。
- c. カナダ。お客様が本ソフトウェアをカナダで取得された場合、オンタリオ州の法律が適用されます。
- d. メキシコ。お客様が本ソフトウェアをメキシコで取得された場合、メキシコ合衆国の法律が適用されます。
- e. 欧州連合 (EU)。お客様が本ソフトウェアを EU 加盟国で取得された場合、ドイツ法が適用されます。
- f. オーストラリア。お客様が本ソフトウェアをオーストラリアで取得された場合、ライセンスを取得された州または特別地域の法律が適用されます。
- g. 香港特別行政区およびマカオ特別行政区。お客様が本ソフトウェアを香港特別行政区またはマカオ特別行政区で取得された場合、香港特別行政区の法律が適用されます。
- h. 中華民国。お客様が本ソフトウェアを中華民国で取得された場合、中華民国の法律が適用されます。
- i. 日本。お客様が本ソフトウェアを日本で取得された場合、日本国の法律が適用されます。
- j. その他の国または地域。お客様が本ソフトウェアを上記以外の国で取得することを選択した場合、購入の行為が発生した国の実体法が適用されます。

11.2. 前条の定めにかかわらず、本契約が適用または解釈される国または地域において、当該の国または地域の強制的な法律または公序良俗が、本契約に定める法律の適用を禁止する場合、当該の強制的な法律または公序良俗によって要求される範囲内において、当該の国または地域の法律が代わりに適用されるものとします。同様に、お客様が個人の場合、お客様が居住する国において、その国の法律の下でお客様が実行しなければならない可能性のある行為の強制的な権利は、条項 A の第 11.1 条の条項によって影響を受けません。

11.3. 本契約は国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠せず、当該条約の適用を明示的に除外します。

11.4. 本ソフトウェアに関連して問題が発生した際に、お客様は権利者またはその代理店にのみ直接連絡する義務を負うものとします。

## 12. 訴訟期間

12.1. 本契約のどちらかの当事者に対し起こされる、本契約に基づく取引に由来する訴訟は、その形式を問わず、訴訟の原因が発生、または発生したことが発見されてから一 (1) 年以上経過した後は起訴されないものとします。ただし、知的所有権の侵害訴訟は、適用可能な法定期間の最大限まで起訴できるものとします。

## 13. 完全合意条項、分離条項、権利不放棄

13.1. 本契約は、お客様と権利者との間の完全なる合意であり、口頭または書面による、本ソフトウェアまたは本契約の主題に関する、それ以前の取り決め、提案、通信内容、広告に優先するものとします。お客様は本契約を読み、理解し、その条件に拘束されることに同意するものとします。裁判管轄権のある裁判所によって、本契約

の条項の一部または全部が、何らかの理由で、効力を欠いている、無効である、または執行不能であるとされた場合も、合法かつ執行可能になるようにかかる条項を狭く解釈することで、この理由により契約全体が無効とはならず、本契約の残りの部分は、できる限りその元の意味を維持しながら、法および衡平法で許される最大限まで、完全なる効力を持続するものとします。本書の条項または条件の権利放棄は、書面により、お客様と権利者の権限を与えられた代表者の両方の署名によらない限り、有効ではないものとし、本契約の条項違反に対する異議申し立ての権利放棄は、以前、現在（同時進行）、および将来の権利放棄を構成しないものとします。本契約の条項または権利の厳守について、その不履行を権利者が指摘しなかったことは、かかる条項または権利の権利放棄として解釈されないものとします。

#### 14. 集団訴訟（クラスアクション）の放棄および調停

14.1. お客様がアメリカ合衆国にお住まいの場合、この条項 A の第 14 条が適用されます。お客様と権利者の間またはお客様と権利者に関連するサードパーティの間で、権利者の製品やサービスまたは本契約の内容に関する争議や苦情または議論が発生した際、両者間で適切な期間で解決に至らなかった場合に、お客様および相手当事者は、連邦仲裁法 (Federal Arbitration Act, 「FAA」) に基づいて米国仲裁協会 (American Arbitration Association, 「AAA」) において、個別の仲裁に同意したこととし、法廷で裁判官や陪審員の前で訴訟を起こすことがないものとし、両当事者の間で個別の仲裁手続きが発生した場合、中立仲裁人が決定し、その決定は FAA に基づく制限された控訴権以外は最終決定となります。本契約および AAA の規定の間に矛盾がある場合は、本契約が優先するものとします。

14.2. 集団訴訟、集団調停、民間代理人の訴訟、すべての当事者による事前の同意を得ることなく個別の訴訟を合わせた訴えを起こすこと、または誰かが代理をして訴訟手続きを実行することなどを含む、またこれに限定されない全ての訴訟を起こすことは許可されません。本契約に同意することで、お客様は前述の集団訴訟または多数当事者訴訟を起こしたり、訴訟に参加したりしないことに同意したものと、最終的にお客様向けに救済措置の裁定が下された場合は、本条項に記載されている通りお客様個別に適用されるものとします。本ソフトウェアに問題がある場合、権利者またはその代理店に直接お問い合わせいただけます。

14.3. 権利者の知的財産権、その行使や効力等に対するあらゆる争議や苦情または議論が発生した場合、もしくは権利者の製品またはサービスの不正な使用に起因するあらゆる形態での苦情（盗難や著作権侵害などを含むがこれに限定されない）が発生した場合は、本条の内容が適用されないものとします。

#### 15. 権利者の連絡先

本契約に関する質問がある場合や、何らかの理由で権利者に連絡する場合は、以下に記載する権利者の顧客サービス部門まで連絡してください。

A0 Kaspersky Lab

Bldg. 3, 39A, Leningradskoe Shosse, Moscow, 125212

ロシア連邦

メールアドレス：info@kaspersky.com

Web サイト：www.kaspersky.com

条項 B. データ処理に関する条件

「データ処理に関する条件」の項の条件をお読みください。本条項では、お客様またはお客様の端末から受け取ったデータおよび権利者がそのデータを本契約の履行に際してどのように処理するかについて説明します。本ソフトウェアが法人または複数の個人が使用する端末で使用される場合、お客様は、本ソフトウェアを使用する前に、本ソフトウェアを使用するすべての個人および法人が「データ処理に関する条件」を理解し、それらに同意するよう徹底する必要があります。

1. 権利者および代理店が本契約に基づく義務を実行するために、権利者はこの条項 B の第 1 条に記載される情報を下記目的で受け取り処理する必要があります。このような情報は特定の国で適用される法律においては個人情報とみなされることがあります。

\* 本ソフトウェアのアクティベーションおよび本ソフトウェアの使用の合法性の検証

本ソフトウェアのアクティベーション中および使用時に適用されたライセンスの合法性を検証するために、権利者は本ソフトウェア、取得したライセンスおよび本ソフトウェアをインストールされた端末に関する情報を受け

取り、処理する必要があります。具体的には次のとおりです： インストールされた本ソフトウェアの種別、バージョンおよび言語版、インストールされた本ソフトウェアアップデートのバージョン、端末の識別子および本ソフトウェアの端末へのインストールの識別子、アクティベーションコードおよび使用中のライセンスのアクティベーションの一意的な識別子、オペレーティングシステムの種別、バージョンおよびビット数、本ソフトウェアが仮想環境にインストールされていた場合は仮想環境の名前、情報が提供された時に有効だった本ソフトウェアの機能の識別子。

\* 本ソフトウェアの主要機能の提供

ユーザーガイドに記載されている本ソフトウェアの主要な機能は、情報セキュリティにおける特定の脅威からお客様を保護するために提供されています。これらの主要な機能を提供するため、お客様が本ソフトウェアを使用する際に、権利者は、インストールされた本ソフトウェア、取得したライセンス、スキャンされたオブジェクト、検知された脅威、端末、インターネット上の端末の活動に関する情報をお客様の端末から受け取り、処理する必要があります。具体的には次のとおりです：

- Web ページの URL および IP アドレス、ポート番号、データ転送プロトコルの識別子、参照元 Web ページの URL
- インストールされた本ソフトウェアの種別、バージョンおよび言語版
- 端末の識別子、本ソフトウェアの端末へのインストールの識別子、アップデートタスクの識別子
- 閲覧したページの HTTPS 証明書に関する情報（証明書のチェックサム、証明書種別、証明書のシリアル番号、証明書の内容）
- 使用中のライセンスのアクティベーションの一意的な識別子
- データ処理に関する説明を含む契約または声明の識別子、これら契約または声明のバージョンの識別子、お客様が契約または声明に同意または拒否したことを示すフラグ、お客様が契約または声明に同意または拒否した時刻。

2. 権利者は個人を特定できない形式でデータを処理します。お客様はこのようなデータの一覧や処理目的について、[help.kaspersky.com](http://help.kaspersky.com) で本ソフトウェアを選択して「データ提供」セクションを表示することで詳細情報を確認することができます。

3. 権利者が本契約に基づく義務を実行するために、条項 B に記載される目的で受け取り処理する必要のある情報の提供に関して、お客様が同意しない場合は、お客様は本契約の条件に同意しないものとします。この場合、本ソフトウェアのインストールおよび使用を中止してください。

4. お客様が本ソフトウェアを介して権利者にデータを提供する際に、権利者は自社のプライバシーポリシーに従ってそのデータを扱います。プライバシーポリシーにはとくに権利者がお客様のデータを保護する方法、お客様のデータをどの地域に処理するのか、データの所有者としてのお客様の権利について記載されています。プライバシーポリシーの全文は [kaspersky.co.jp/Products-and-Services-Privacy-Policy](http://kaspersky.co.jp/Products-and-Services-Privacy-Policy) でご確認ください。

(C) 2018 A0 Kaspersky Lab. 無断複写・転載を禁じます。本ソフトウェアおよび付属文書には、著作権が設定され、著作権法および国際著作権条約、ならびにその他の知的所有権関連の法律および条約により保護されています。